II.　ローカルルールひな型と他のプレー形式

8.　ローカルルールひな型
A. アウトオブバウンズとコースの境界
A-1 境界を定める
A-2 壁や道路を使う場合の境界の明確化
A-3 公道がコース内を通り抜けている場合のアウトオブバウンズ
A-4 コース内側のアウトオブバウンズ
A-5 アウトオブバウンズを特定する杭
B. ペナルティーエリア
B-1 ペナルティーエリアを定める
B-2 レッドペナルティーエリアの反対側での救済
B-3 ペナルティーエリアの中の球についての暫定球
B-4 水路をジェネラルエリアとして定める
B-5 ペナルティーエリアがバンカーの隣にある場合の特別な救済
C. バンカー
C-1 バンカーの縁の明確化
C-2 砂の区域のステータスの変更
C-3 砂に類似する素材のステータスの明確化
C-4 バンカー練習場をジェネラルエリアの一部と宣言する
D. パッティンググリーン
D-1 パッティンググリーンの縁の明確化
D-2 臨時のパッティンググリーンを使用している場合のパッティンググリーンのステータス
D-3 スタンスの障害のみの場合に目的外グリーンからの救済を禁止する
D-4 目的外グリーンのフリンジからのプレーを禁止する
D-5 練習パッティンググリーンや臨時のパッティンググリーンのステータス
D-6 ダブルグリーンを２つの別々のグリーンに分割する
E. 特別な救済措置や義務となる救済措置
E-1 ドロップゾーン
E-2 球をふくこと
E-3 プリファードライ
E-4 エアレーションホールからの救済
E-5 紛失球やアウトオブバウンズの球についてストロークと距離に代わる選択肢
E-6 保護フェンスに対するプレーの線の救済
E-7 電気が流れる境界フェンスからの救済
E-8 プレー禁止区域を定める
E-9 アウトオブバウンズの区域をプレー禁止として定める
E-10 若木の保護
E-11 送電線によって方向を変えられた球
F. 異常なコース状態や不可分な物
F-1 異常なコース状態や不可分な物を定める
F-2 地面にくい込んだ球の救済の制限
F-3 修理地を近くにある障害物の一部として扱う
F-4 豪雨や通行による広範囲の損傷
F-5 パッティンググリーンに近接する動かせない障害物
F-6 スタンスへの障害のみの場合に異常なコース状態からの救済を認めない
F-7 張芝の継ぎ目からの救済
F-8 地面のひび割れからの救済
F-9 フェアウェイの木の根からの救済

© 2018 R&A Rules Limited and the United States Golf Association
All Rights Reserved

F-10 動物による損傷
F-11 蟻塚
F-12 動物の糞
F-13 動物の蹄による損傷
F-14 ルースインペディメントの堆積
F-15 パッティンググリーン上のキノコ
F-16 一時的な水で満ちたバンカー
F-17 すべての道路や通路を障害物として扱う
F-18 動かせる障害物を動かせない障害物として扱う
F-19 パッティンググリーン周辺の縁取り用の溝
F-20 コンクリート製の排水溝
F-21 ペイントした線や点
F-22 臨時の動力線とケーブル
F-23 臨時の動かせない障害物
G. 特定の用具の使用制限
G-1 適合ドライバーヘッドリスト
G-2 溝とパンチマークの仕様
G-3 適合球リスト
G-4 ワンボールルール
G-5 距離計測機器の使用を禁止する
G-6 動力付き移動機器の使用を禁止する
G-7 特定の種類のシューズの使用を禁止する
G-8 オーディオ・ビデオ機器の使用を禁止、または制限する
H. どんな人がプレーヤーを支援したり、プレーヤーにアドバイスを与えることができるのかを定める
H-1 キャディーの使用を禁止したり、要求する；キャディーの制限
H-2 ティーム競技でアドバイス・ギバーを指名する
H-3 ティームキャプテンになることができる人の制限
H-4 アドバイスギバーをプレーヤーサイドの一部として扱う
H-5 アドバイス；同じ組のティームメンバー
I. プレーヤーがいつどこで練習することができるのかを定める
I-1 ラウンド前の練習
I-2 直前のパッティンググリーン上やその近くでの練習を禁止する
J. 悪天候時やプレーを中断する措置
J-1 プレーの中断と再開の方法
J-2 一時的な水の除去
K. プレーのペースの方針
K-1 ラウンドやラウンドの一部についての最大時間
K-2. ホール毎とショット毎のプレーのペースの方針
K-3 ステーブルフォードのためのホール毎とショット毎のプレーのペースの方針
K-4 パー/ボギー競技のためのホール毎とショット毎のプレーのペースの方針
K-5 プレーのペースの罰の段階の修正
L. 認められないローカルルール

8. ローカルルールひな型

このセクションでは委員会が使うことができる認められるローカルルールひな型を掲載しています：

- こうしたひな型はそのまま全文を採用することもできますし、特定の種類のローカルルールを規定するときの一例として役立てることもできます。

- ローカルルールはこのセクションで示している方針と一致する場合にだけ認められます。

- 委員会はプレーヤーが異なるコースや異なる競技で同じローカルルールの異なるバージョンを目にすることをできるだけ減らすために、ローカルルールの内容がその地域的な状況に適うのであれば、推奨される文章をそのまま使うことを勧めます。

- 委員会はスコアカードへの記載、選手へのお知らせ、あるいは他の何かしらの方法によってプレーヤーがローカルルールを確認できるようにしておくべきです。

- ローカルルールひな型の全文の省略版を、例えばスコアカードの裏面に規定する場合、委員会はその全文を（例えば掲示板やウェブサイトで）閲覧できるようにしておくべきです。

- 別途規定がある場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰となります。

ローカルルールを制定するための原則：

- その競技やコースでは、ローカルルールにはゴルフ規則と同じステータスがあります。

- 委員会はこのセクションとセクション５で扱っている種類の状況や方針を扱う場合にだけローカルルールを使うことを勧めます。

- 一時的な状況のためにローカルルールが使われる場合、そのローカルルールの必要性がなくなり次第すぐに取り下げるべきです。

- 委員会がそのコースや競技の特定のニーズに適うようにローカルルールひな型の文言を変更する場合、変更内容はそのローカルルールひな型で認められる範囲内で、かつ、そこで述べられている目的と一致している必要があります。

- ゴルフ規則にしたがってプレーが行われるようにするため、委員会は規則を変えたほうが望ましいかもしれないという理由だけでゴルフ規則を無視したり、修正するローカルルールを使ってはなりません。

- 一般的な原則として、プレーヤーがハンディキャップ用のスコア申請を目的としてラウンドをプレーしている場合、そのプレーヤーはゴルフ規則に基づいて

プレーすることが求められます。プレーヤーがゴルフ規則から大きく逸脱する方法でプレーすることを委員会が認める場合、そのプレーヤーはそのスコアをハンディキャップ用に提出することは認められないでしょう。許容可能な例外については、自分の地域の管轄で運用しているハンディキャップシステムに収録されている規定や推奨事項を参考にしてください。

公正なプレーを妨げる地域的な異常な状態のために、セクション 8 で示している方針によって扱われていないローカルルールが必要となるかもしれないと委員会が考える場合、次のことをすべきでしょう：

- R&A ウェブサイト(RandA.org)を閲覧し、そうした状況を扱う追加のローカルルールひな型が利用できるかどうかを確認する。または、
- R&A に直接相談する。

各カテゴリーのローカルルールひな型には順番に番号が付けられていますー例えば、A-1, A-2 など。

各ローカルルールひな型ではその目的の説明を述べています。委員会がコースや競技の特定のニーズに合わせるためにローカルルールひな型の文言を変更する場合、そうした変更は定められた目的と一致しているようにすべきです。

こうしたローカルルールひな型は次のカテゴリーで編成されています：

A. アウトオブバウンズとコースの境界

B. ペナルティーエリア

C. バンカー

D. パッティンググリーン

E. 特別な救済措置や義務となる救済措置

F. 異常なコース状態と不可分な物

G. 特定の用具の使用制限

H. どんな人がプレーヤーを支援したり、プレーヤーにアドバイスを与えることができるのかを定める

I. プレーヤーがいつどこで練習することができるのかを定める

J. 悪天候時やプレーを中断する措置

K. プレーのペースの方針

こうしたローカルルールひな型はそうしたひな型を持つことが十分に正当化されるほどに頻繁に生じる状況や問題を扱っています。ローカルルールが認められるものの、ひな形の文言が規定されていない他のすべての状況について、委員会はそのローカルルールを明確で簡潔な言葉で書くべきです。しかし、委員会はゴルフ規則の原則に反するローカルルールを書く権限はありません。セクション 8L では認められないローカルルールの使用に関するさらなる情報を提供しています。

ローカルルールをこのセクションのローカルルールひな型の文言を使って書く場合、委員会は R&A にそのローカルルールの解釈をする支援を求めることができるでしょう。

A. アウトオブバウンズとコースの境界

A-1 境界を定める

目的　委員会がコースの境界を定めることができる方法は数多くあり、その目的で使用することができるローカルルールひな型の完全なリストを規定することは適切ではない、あるいは不可能です。

ローカルルールで境界を定めるときに重要なことは明確に、具体的に規定することです。

様々な選択肢があることから、このセクションに特定のローカルルールひな型は収録されていませんが、下記にいくつかの例が挙げられます：

- アウトオブバウンズは白杭やフェンスの柱のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。アウトオブバウンズは[アウトオブバウンズ定める別の方法の説明を挿入]によっても定められる。
- ［ホール番号を明記]番ホールの境界は[特徴の説明を挿入]によって定められる。
- ［ホール番号を明記]番ホール左側の境界は[場所を明記、例えば敷石]の上にペイントされた白点のコース側の縁によって定められる。
- [ホール番号を明記]番ホール右側の境界は[道路の名称]の上に引かれた白線のコース側の縁によって定められる。
- ［ホール番号を明記]の間にあるコース管理区域はアウトオブバウンズである。境界はその区域を取り囲んでいるフェンスポストの内側（コース側）の縁によって定められる。

アウトオブバウンズを定めることについてのさらなる情報はセクション 2A と 5B(1) を参照してください。

A-2 壁や道路を使う場合の境界の明確化

目的　定義「アウトオブバウンズ」は、境界が壁や道路のような物によって定められる場合、委員会はその境界縁を定めるべきであることを明確にしています。

壁の性質や状態によって、その境界をその壁を越えたときと定めるのか、その壁のコース側の縁を境界として使うのか、正当な理由となることでしょう。

ローカルルールひな型 A-2.1

「壁のコース側の縁[道路のコース側の縁]がコースの境界を定める。」

ローカルルールひな型 A-2.2

「コースの境界を定めている壁を越えたときに、球はアウトオブバウンズとなる。」

A-3 公道がコース内を通り抜けている場合のアウトオブバウンズ

目的　公道がコース内を通り抜けている場合、通常その公道はアウトオブバウンズと定められます。そのことで、その道路自体に止まった球はアウトオブバウンズとなるにもかかわらず、道路を挟んだ一方からプレーされた球が、その道路を挟んだ反対側のインバウンズに止まることが起き得ます。

委員会がそうした状況について異なる扱いをすることが公正ではない、あるいは危険であると考える場合、道路を挟んだどちらか一方からプレーされ、その道路を挟んだ反対側に止まった球はアウトオブバウンズであると規定するローカルルールを採用することができます。

道路が特定のホールを横断していて、プレーヤーが通常のプレーにおいてその道路を挟んだ反対側へその道路を超えてプレーしなければならない場合、委員会は、このローカルルールはそのホールのプレー中にはその道路に適用しないことを明記すべきです。

ローカルルールひな型 A-3

「道路[その道路やプレーに影響するホールを特定]に止まったり、その道路を超えて止まった球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。」

A-4 コース内側のアウトオブバウンズ

目的　コースのデザイン、あるいは安全上の理由で、委員会は特定のホールのプレー中にコースの特定の部分をアウトオブバウンズと規定することを選ぶことができます。

そのことは、プレーヤーがプレーしているホールからコースの別の部分へ向けてプレーすること、またコースの別の部分からプレーしているホールに向けてプレーすることを止めるために行われます。例えば、ドッグレッグのホールで、プレーヤーが別のホールのフェアウェイに向けて球をプレーすることでドッグレッグをショートカットすることを防ぐためにコース内側のアウトオブバウンズが使われるでしょう。

しかし、球が境界を再度横切って同じコースの部分に止まったにもかかわらず、境界を一度横切った球はアウトオブバウンズであるというローカルルールは認められません。

ローカルルールひな型 A-4

境界が杭によって定められる場合：

「[ホール番号を明記]番ホールのプレー中は、そのホールの[場所やどちら側かを明記]にある[杭の色を明記、例えば白杭]によって定められる[コースの部分を説明]はアウトオブバウンズである。

[ホール番号を明記]番ホールのプレー中は、そうした杭は境界物として扱われる。他のすべてのホールでは、そうした杭は動かせない障害物である。」

A-5 アウトオブバウンズを特定する杭

目的　アウトオブバウンズが遠くからは見えないかもしれない地面の線、堀、あるいは別の方法によって定められる場合、委員会はプレーヤーが遠くからでも境界の縁がどこであるのか分かるようにするために、その境界に沿って杭を設置することができます。

境界物を動かすことは認められず、罰なしの救済は通常与えられませんが、委員会は次のローカルルールひな型を通じてそうした杭からの罰なしの救済を規定することができます。また、委員会はそうした杭のステータスも明確にすべきでしょう。

そうした杭には、コース上の他の境界杭とは異なるマークをすることを推奨します。例えば、そうした目的のために白杭の上部を黒で塗った杭を使うことができるでしょう。

ローカルルールひな型 A-5

「[境界を特定。例えば、地面に塗った白線]によって境界が定められる場合、白杭の上部を黒で塗った杭が見えるように設置されている。そうした杭[特別なマーキングを説明]は[動かせない/動かせる]障害物である」

B. ペナルティーエリア

B-1 ペナルティーエリアを定める

目的　委員会がコースのペナルティーエリアを定めることができる方法は数多くあり、その目的で使用することができるローカルルールひな型の完全なリストを規定することは必要ない、あるいは不可能です。

ローカルルールでペナルティーエリアを定めるときに重要なことは明確に、具体的に規定することです。

様々な選択肢があることから、このセクションに特定のローカルルールひな型は収録されていませんが、下記にいくつかの例が挙げられます：

- [ホール番号を明記]番ホールのプレー中は、[他のホール番号を明記] 番ホールのイエローペナルティーエリアはレッドペナルティーエリアとしてプレーする。

- [ホール番号を明記]番ホールのレッドペナルティーエリアはアウトオブバウンズの境界縁まで及び、そのレッドペナルティーエリアの縁はそのアウトオブバウンズの境界縁と一致する。

- ［ホール番号を明記］番ホールの片側だけ定められているレッドペナルティーエリアは無限に及ぶ。

ペナルティーエリアの縁をマークすることは良い行為ですが、ペナルティーエリアの縁を言葉によってスコアカードへの記載やローカルルールで定めることができる場合もあります。言葉によって定めるのは、そのペナルティーエリアの縁がどこから始まるのかについて疑問が生じることがまずない場合だけとすべきで、コース全体を通じて一貫性のある方法で行うことができます。いくつかの例は次の通りです：

- すべての砂漠区域はレッドペナルティーエリアであり、そのレッドペナルティーエリアの縁は芝生と砂漠の境目である。

- すべての溶岩区域はレッドペナルティーエリアである。

- 人工の壁が湖やその他の水域を取り囲んでいる場合、そのペナルティーエリアはその壁の外側の縁によって定められる。

ペナルティーエリアを定めることについてのさらなる情報はセクション 2C と 5B(2)を参照してください。

B-2 レッドペナルティーエリアの反対側での救済

目的　規則 17.1 ではプレーヤーにラテラル救済を受けるか、あるいは球がレッドペナルティーエリアの縁を最後に横切った地点に基づき、後方線上の救済を受けるかの選択肢を与えています。しかし、場合によっては（例えば、レッドペナルティーエリアの場所がコースの境界のすぐ隣であることによって）、そうした選択肢はストロークと距離の救済を受ける以外に合理的な選択肢とはならないこともあります。

委員会は規則 17.1d に基づく追加の救済の選択肢として、そのレッドペナルティーエリアの反対側でラテラル救済を受けることを認めるローカルルールを使うことができます。

追加の救済を認めるローカルルールを検討する場合には：

- 委員会はそのローカルルールがないとプレーヤーが著しい不利益を受ける可能性がある状況においてはそのローカルルールを使うことを検討すべきです。そうした例を２つ挙げると：

    - そのホールに沿って境界がペナルティーエリアの縁と一致しているために、球がその境界側を最後に横切ってペナルティーエリアに入った場合、プレーヤーはストロークと距離に基づいてプレーし直す以外には現実的な救済が望めない場合。

    - 球がペナルティーエリアの縁を最後に横切った地点について疑問が生じる可能性があるようなペナルティーエリアの配置であり、そのペナルティーエリアのどちら側で球が最後にその縁を横切ったのかの決定が救済を受ける場所に大きく影響する場合。比較的幅の狭いペナルティーエリアの片側がブッシュや深いラフに隣接していて、反対側がフェアウェイである場合に適用する。

- 委員会はこのローカルルールをコースのすべてのレッドペナルティーエリアに適用するのではなく、ローカルルールを適用する特定のペナルティーエリアの場所を指定することを推奨します。このローカルルールは、規則 17.1d に基づく通常のラテラル救済のみで受けられる救済場所よりも、レッドペナルティーエリアを横断した、より好ましい場所でのこの反対側の救済の選択肢をプレーヤーに認めるために使うべきではありません。

- また、追加の選択肢が利用できる場所の杭の上側に異なる色を付けるといったような特別な方法でこの選択肢が利用できるペナルティーエリアをマークしておくことが望ましいでしょうし、そのことをローカルルールで規定すべきです。

- このローカルルールを使う代わりに、委員会は 1 または複数のドロップゾーンを設けることに決めることができます（ローカルルールひな型 E-1 参照）。

ローカルルールひな型 B-2.1

「プレーヤーの球がペナルティーエリアにある場合（たとえ球が見つかっていなくても、ペナルティーエリアにあることが分かっている、または事実上確実である場合を含む）、そのプレーヤーは規則 17.1d に基づく選択肢の一つを使って救済を受けることができる。

あるいは、その球が[ホール番号と場所を明記]のレッドペナルティーエリアの縁を最後に横切った場合、追加の選択肢として、1 罰打を加え、そのプレーヤーは元の球か別の球をそのペナルティーエリアの反対側にドロップすることができる：

- 基点：そのペナルティーエリアの反対側の縁の上に推定した地点（ホールまでの距離は元の球がそのレッドペナルティーエリアの縁を最後に横切った地点からホールまでの距離と同じ）。

- 基点から計測する救済エリアのサイズ：2 クラブレングス。しかし、次の制限がある：

- 救済エリアの場所に関する制限：

  - 基点よりホールに近づいてはならない。そして、

  - 同じペナルティーエリア以外であればどのコースエリアでもよい。しかし、

  - 基点から 2 クラブレングス以内にコースエリアが複数ある場合、球はその球を救済エリアにドロップしたときに最初に触れたのと同じコースエリアの救済エリアに止まらなければならない。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

ローカルルールひな型 B-2.2

ローカルルールひな型 B-2.1 が適用となるが、第一段落に次の修正を伴う：

「このローカルルールは、プレーヤーの球がコースの境界に隣接したレッドペナルティーエリアにあることが分かっている、または事実上確実であり、その球がペナルティーエリアの縁を最後に横切った地点がそのペナルティーエリアのコースの境界側の縁の上である場合に適用となる。」

ローカルルールひな型B-2.1とB-2.2レッドペナルティーエリアの反対側の救済

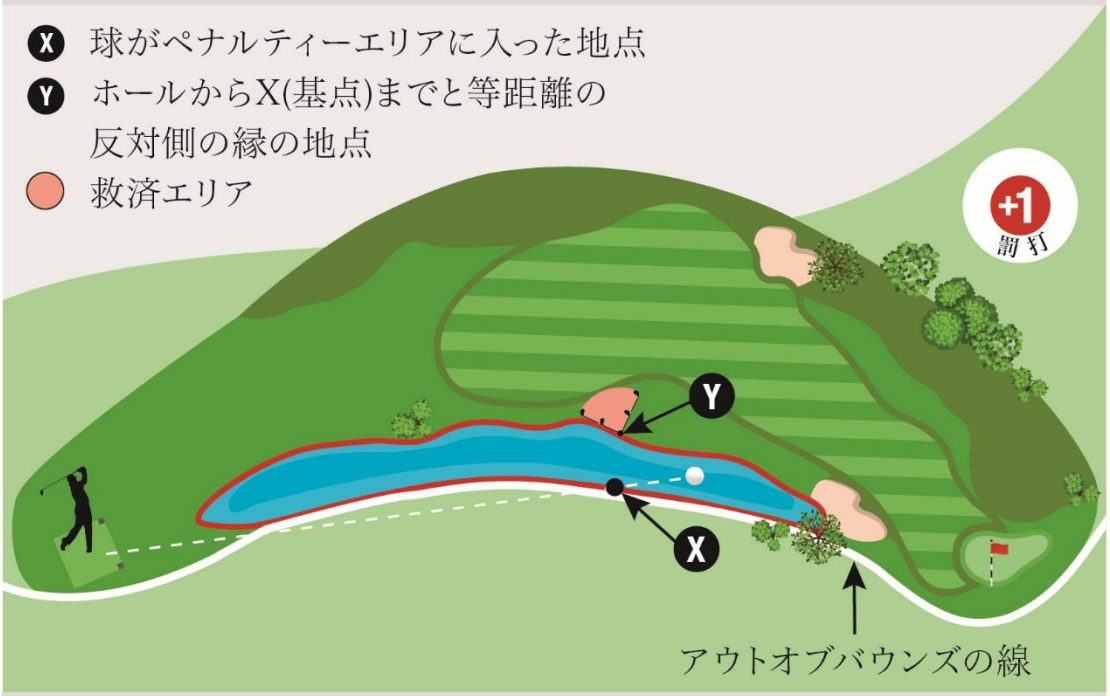

プレーヤーの球がレッドペナルティーエリアの中にあることが「分かっている、または事実上確実」な場合、そのプレーヤーは規則17.1dに基づく選択肢の一つを使って救済を受けることができます。あるいは、ローカルルールひな型B-2.1やB-2.2が採用されている場合、追加の救済の選択肢として、そのプレーヤーは1罰打で、そのペナルティーエリアの反対側の縁でラテラル救済を受けることもできます。

基点	救済エリアのサイズ	救済エリアの制限
元の球がそのレッドペナルティーエリアの縁を最後に横切ったと推定した地点(X点)とホールから等距離でそのペナルティーエリアの反対側の縁に推定した地点(Y点)	基点から2クラブレングス。	救済エリアは： ・基点よりホールに近づいてはならない。そして、 ・同じペナルティーエリア以外であれば、どのコースエリアでもよい。

B-3 ペナルティーエリアの中にある球についての暫定球

目的　規則 18.3 に基づき、球がペナルティーエリアの中にあることが分かっている、または事実上確実な場合、プレーヤーは暫定球をプレーすることが認められません。

しかし、稀なケースでは、ペナルティーエリアのサイズ、形状、場所が次のような場合があります：

- プレーヤーは球がペナルティーエリアの中にあるかどうか分からない。
- プレーヤーがストロークと距離の罰に基づいて別の球をプレーする前に球を探しに行かなければならない場合、プレーを不当に遅らせてしまう。
- 元の球が見つからない場合、その球がペナルティーエリアの中にあることが分かっている、または事実上確実であるだろう。

そうした状況について、委員会は時間節約のために規則 18.3 を修正することを選ぶことができます。

- 規則 18.3a はプレーヤーが規則 17.1d(1)、規則 17.1d(2)、あるいはレッドペナルティーエリアについて規則 17.1d(3)に基づき、暫定球をプレーできるように修正されます。
- 規則 18.3b と規則 18.3c は、このローカルルールひな型で規定しているように、そうした暫定球をいつプレーしなければならないのか、することができるのか、また、放棄されるのかを規定するように修正されます。

ローカルルールひな型 B-3

「プレーヤーの球が[場所を特定]のペナルティーエリアの中にあるかどうか分からない場合、そのプレーヤーは次のように修正される規則 18.3 に基づいて暫定球をプレーすることができる：

暫定球をプレーするとき、プレーヤーはストロークと距離の救済の選択肢（規則 17.1d(1)参照）、後方線上の救済の選択肢（規則 17.1d(2)参照）、あるいはレッドペナルティーエリアの場合、ラテラル救済の選択肢（規則 17.1d(3)参照）を使うことができる。このペナルティーエリアについてドロップゾーン（ローカルルールひな型 E-1 参照）が利用できる場合、プレーヤーはその救済の選択肢も使うことができます。

プレーヤーがこの規則に基づいて暫定球をプレーしたならば、そのプレーヤーは元の球について規則 17.1 に基づくさらなる選択肢を使うことはできません。

その暫定球がいつプレーヤーのインプレーの球になるのか、その暫定球を放棄しなければならないのか、あるいは放棄することができるのかについての決定は、規則 18.3c(2)と規則 18.3c(3)が適用されます。ただし、次の場合を除きます：

- 元の球が３分の捜索時間内にペナルティーエリアの中で見つかった場合。プレーヤーは次のどちらかを選択することができる：

- ➢ そのペナルティーエリアの中にある元の球をあるがままにプレーし続ける。この場合、暫定球をプレーしてはならない。暫定球が放棄される前にその暫定球に対して行ったすべてのストローク（行ったストロークと単にその球をプレーしたことに対する罰打を含む）はカウントしない。

- ➢ 暫定球でのプレーを続ける。この場合、元の球をプレーしてはならない。

- 元の球が３分の捜索時間内にペナルティーエリアの中で見つからない、あるいはペナルティーエリアの中にあることが分かっている、または事実上確実な場合。その暫定球がプレーヤーのインプレーの球となる。

ローカルルールの違反の罰：一般の罰。」

B-4 水路をジェネラルエリアとして定める

目的　通常、水路が水を含んでいない場合（雨期を除いては乾いている排水路や貯留区域など）、委員会はそうした区域をジェネラルエリアの一部と定めることができます。

また、委員会はそうした水路が水を含む時期の間はペナルティーエリアとしてマークするのか、あるいはジェネラルエリアのままにしておくのか（その場合、そこに集まる水は一時的な水として扱われる）を選択することもできます。しかしながら、通常は水を含む区域は年間を通じてペナルティーエリアとしてマークすべきです。

どのようなときに水路を異常なコース状態の一部とすることができるのかについては、ローカルルールひな型 F-20 を参照してください。

ローカルルールひな型 B-4.1

「[どこにあるのかの詳細]にある[特定の水路を説明。例えば、溝]はジェネラルエリアの一部として扱われ、ペナルティーエリアではない。」

ローカルルールひな型 B-4.2

「すべての[特定の種類の水路を説明。例えば、コンクリート製の排水路]はジェネラルエリアの一部として扱われ、ペナルティーエリアではない。」

B-5 ペナルティーエリアがバンカーの隣にある場合の特別な救済

目的　レッドペナルティーエリアの縁の一部がバンカーに近接しているために、規則 17.1d(3)に基づいてラテラル救済を受けるプレーヤーが球をそのバンカーの中にドロップすることが必要となる特定のホールがあるかもしれません。

そうした場合、委員会はプレーヤーが１罰打で、そのバンカーのフェアウェイ側に設置されたドロップゾーンで救済を受けることができる追加の救済の選択肢を与えることを選ぶことができます。

ローカルルールひな型 B-5

「このローカルルールは次の場合に追加の救済の選択肢としてドロップゾーンを使うことを認めます：

- プレーヤーの球が[場所を特定]のレッドペナルティーエリアの中にあり（その球がペナルティーエリアに止まったことが分かっている、または事実上確実である場合を含む）、そして

- その球が[特別にマークされた２本の杭の間など、起点と終点の場所を特定]でレッドペナルティーエリアの縁を最後に横切った。

その場合、プレーヤーは次のことができる：

- １罰打を加え、規則 17.1d の選択肢のひとつに基づいて救済を受ける。または、

- 追加の選択肢として、同じく１罰打を加え、球がそのレッドペナルティーエリアの縁を最後に横切った地点に最も近く、その地点よりもホールに近づかないドロップゾーンに球をドロップし、そのドロップゾーンからプレーすることによって救済を受ける。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

C. バンカー

C-1 バンカーの縁の明確化

目的　長年の使用による摩耗やバンカーがジェネラルエリアの砂地の区域と交わり合うことにより、バンカーの縁を決めることが困難となるかもしれない場合、委員会はそのバンカーの縁を定める必要があるでしょう。

様々な選択肢があることから、このセクションに特定のローカルルールひな型は収録されていませんが、下記にいくつかの例が挙げられます：

- ［ホール番号を明記]番ホールの左側にあるバンカーの縁は[色を挿入]の杭の外側の縁によって定められる。この杭は動かせる障害物であり、杭はバンカーの内側となる。

- ［ホール番号を明記]番ホールの右側にあるバンカーの縁は砂に塗られた[色を挿入]の線によって定められる。

- 均されている砂の区域はバンカーの一部とみなされる。

バンカーについてのさらなる情報はセクション 2D と 5B(3)を参照してください。

C-2 砂の区域のステータスの変更

目的　定義「バンカー」では、バンカーは「バンカーとするために作られた砂のエリア」と規定しています。しかしながら、委員会が作られた砂のエリアをジェネラルエリアの一部として定めたり、あるいは作られていない砂のエリアをバンカーとして定めたいと思う場合、ローカルルールでそう定めることができます。

ローカルルールひな型 C-2.1

作られた砂のエリアをジェネラルエリアの一部として定める：

「[ホールや場所の詳細]の作られた砂のエリアはジェネラルエリアの一部であり、バンカーではない。」

ローカルルールひな型 C-2.2

作られていない砂のエリアをバンカーとして定める：

「[ホールや場所の詳細]の砂のエリアはバンカーであり、ジェネラルエリアの一部ではない。」

C-3 砂に類似する素材のステータスの明確化

目的　コースのバンカーには、粉砕された貝殻や溶岩の粉末のような砂に類似する素材を含むことがあります。そうした素材は、規則 12 を適用する場合は砂として扱われます（定義「バンカー」を参照）。

一貫性を持たせるために、委員会はコース上のどこであってもそうした素材を砂として扱うことを選ぶことができます。

ローカルルールひな型 C-3

「バンカーのために使われる[粉砕された貝殻や溶岩の粉末など、素材を特定]はバンカー内にある場合とコース上のその他すべての場所にある場合の両方で砂として扱われる。

そのことは、そうした素材はルースインペディメントではないことを意味する。パッティンググリーン上を除き（規則 13.1c(1)参照）、プレーヤーはそうした素材を取り除くことによってストロークに影響する状態を改善してはならない。」

C-4 バンカー練習場をジェネラルエリアの一部として宣言する

目的　コースの境界内に練習で使うためのバンカーがある場合、そうした練習用のバンカーは定義通りバンカーとしてのステータスを失っていません。しかしながら、プレーヤーたちは練習用のバンカーを頻繁には均さないので、その状態は非常によくない場合があります。委員会がプレーヤーに救済を与えたいと願う場合、そのバンカーを修理地として、そしてジェネラルエリアの一部であると宣言すべきです。そうすることでプレーヤーはそのバンカーの外で罰なしの救済を受けることができるようになります。

ローカルルールひな型 C-4

「[そのバンカーがどこにあるのかの詳細を挿入]の練習用のバンカーは修理地であり、ジェネラルエリアの一部である。規則 16.1b に基づく罰なしの救済を受けることができる。」

D. パッティンググリーン

D-1 パッティンググリーンの縁の明確化

目的　コースによっては、球がパッティンググリーン上にあるのかどうかをプレーヤーが決めるのが困難となるかもしれない方法でパッティンググリーン周辺の区域のメンテナンスが行われています。そうした場合、委員会はペイントした点でパッティンググリーンの縁をマークすることを選ぶことができます。

ローカルルールひな型 D-1

「パッティンググリーンの縁は[色を挿入]色の点によって定められる。この点はパッティンググリーンの[内] [外]側であり、この点からの罰なしの救済を受けることはできない。」

D-2 臨時のパッティンググリーンを使用している場合のパッティンググリーンのステータス

目的　何かしらの理由（例えば、悪天候により、あるいは改修やメンテナンスに関連した理由）で、パッティンググリーンが使えないこともあるでしょう。そうした場合、委員会は臨時のパッティンググリーンを用意して、その臨時のパッティンググリーンをそのホールのプレーで使うパッティンググリーンとして定めるローカルルールを採用したいと思うでしょう。臨時のパッティンググリーンに取って変わられたパッティンググリーンは、プレーヤーがプレーすることが認められないように、目的外グリーンとして定められるべきです。

ローカルルールひな型 D-2

「[ホール番号を挿入]番ホールでは、[説明を挿入。例えば、白線で囲まれたフェアウェイの区域]によって定められる臨時のパッティンググリーンがプレーで使用される。臨時のパッティンググリーンに取って変わられたパッティンググリーンは目的外グリーンであり、障害が生じる場合には規則 13.1f に基づく罰なしの救済を受けなければならない。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

D-3 スタンスの障害のみの場合に目的外グリーンからの救済を禁止する

目的　委員会はスタンスだけが障害となっている場合に、プレーヤーが目的外グリーンからの救済を受けさせたくない状況もあるでしょう。例えば、次の場合：

- いくつかのパッティンググリーン近くには深いラフがあり、委員会はプレーヤーにそうした区域で救済を受けさせることは公正でないと考える。または、
- ２つの別々のホールのために大きなひとつのグリーンがパッティンググリーンとして使われているが、委員会はそのグリーンを分割することに決めている。また、委員会はプレーしているホールのパッティンググリーン上に球があるプレーヤーのスタンスが他のホールのパッティンググリーン上となる場合に、救済を受けることを求めないことを選ぶこともできる。

ローカルルールひな型 D-3.1

「規則 13.1f は次のように修正される：
目的外グリーンがプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。」

ローカルルールひな型 D-3.2

「プレーヤーの球が[ホール番号を明記]番ホールのパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーのスタンスが[ホール番号を明記]番ホールのパッティンググリーン上にかかっても障害は存在しない（逆の場合も同様）。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

D-4 目的外グリーンのフリンジからのプレーを禁止する

目的　特定のホールでプレーされた球がしばしば近くの別のホールのグリーン上に止まる場合：

- 規則 13.1f に基づき、その目的外グリーンから救済を受ける場合、完全な救済のニヤレストポイントは通常そのグリーンに隣接するフェアウェイとなる。そして、
- そのエプロンやフリンジは、その結果として損傷することがある。

そうした損傷を防ぐために、委員会はプレーヤーに規則 13.1f に基づき、目的外グリーンとエプロンやフリンジの両方からの障害を避けられる修正した救済のニヤレストポイントを参照して、あるいはドロップゾーン（ローカルルールひな型 E-1 参照）を使って救済を受けることを求めることを選ぶことができます。

ローカルルールひな型 D-4

「[ホール番号を明記]番ホールをプレーする場合、球が[ホール番号を明記]番ホールのパッティンググリーン上に止まる、あるいはそのパッティンググリーンがプレーヤーのスタンスや意図するスイング区域の障害となることでプレーヤーが救済を受けなければならないとき：

- この救済を受けるために使う救済エリアを見つけるとき、[ホール番号を明記]番ホールのパッティンググリーンにはそのパッティンググリーンの縁から[２クラブレングスなどの距離を明記]以内のフェアウェイの区域を含むと定められる。
- そのことは、完全な救済のニヤレストポイントはそのパッティンググリーンに加えて、その区域からの障害も避けなければならないことを意味する。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

D-5 練習パッティンググリーンや臨時のパッティンググリーンのステータス

目的　目的外グリーンにはパッティング用やピッチング用の練習グリーンを含みますが、委員会はローカルルールでそうした練習グリーンからプレーすることを認めることを選ぶことができます（そうしたグリーンに球があるプレーヤーはそこからプレーしなければならないことを意味します）。ホールのための臨時のパッティンググリーンは、使われていないときには通常ジェネラルエリアの一部ですが、委員会はそのステータスを明確にする、あるいは目的外グリーンと宣言したいと思うで

しょう。また、委員会は練習グリーンや臨時のグリーンをプレーヤーが規則 16.1b に基づいて罰なしの救済を受けることができる修理地と定めることもできます。

ローカルルールひな型 D-5.1

「[そのグリーンがどこにあるのかの詳細を挿入]にある練習グリーンは目的外グリーンではないので、規則 13.1f に基づく罰なしの救済を受けることは要求されず、またその救済を受けることも認められない。」

ローカルルールひな型 D-5.2

「[そのグリーンがどこにあるのかの詳細を挿入]にある臨時のグリーンは、使われていないときであっても目的外グリーンであり、規則 13.1f に基づく救済を受けなければならない。」

ローカルルールひな型 D-5.3

「[そのグリーンがどこにあるのかの詳細を挿入]にある練習グリーンは目的外グリーンではなく、規則 13.1f に基づく罰なしの救済を受ける必要はないが、その練習グリーンは修理地であり、プレーヤーは規則 16.1b に基づき罰なしの救済を受けることができる。」

D-6 ダブルグリーンを２つの別々のグリーンに分割する

目的　２つのホールでパッティンググリーンとしての役割を果たすグリーンがコースにある場合、委員会はローカルルールでそのグリーンを２つの別々のグリーンに分割したいと思うでしょう。そうする場合、そのグリーンの誤った部分に立つプレーヤーは規則 13.1f に基づいて救済を受ける必要があります。その区分けを定める方法を特定すべきです。このローカルルールは、プレーヤーの球はそのグリーンの正しい部分にあるものの、そのプレーヤーのスタンスはそのグリーンの他の部分にある場合に、ローカルルールひな型 D-3 と共に使うことができます。

ローカルルールひな型 D-6

「[ホール番号を明記]番ホールと[ホール番号を明記]番ホールのためのグリーンは[色のついた杭など、方法を明記]によって分割される２つの別々のグリーンとみなされる。プレーしているホールのためではないグリーンの部分が障害となるプレーヤーは目的外グリーンの上にいるので、規則 13.1f に基づき救済を受けなければならない。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

E. 特別な救済措置や義務となる救済措置

E-1 ドロップゾーン

目的　ドロップゾーンは委員会が採用することができる救済エリアの特別な形式です。ドロップゾーンで救済を受ける場合、プレーヤーは球をそのドロップゾーンの中にドロップし、その球をそのドロップゾーンの中に止めなければなりません。

ドロップゾーンは、次のような場合にプレーヤーに通常の救済の選択肢を使うことを求めることで実際的な問題が生じるかもしれない場合に検討すべきです：

- 規則 13-1f－目的外グリーン
- 規則 16.1－異常なコース状態（動かせない障害物を含む）
- 規則 16-2－危険な動物の状態
- 規則 17－ペナルティーエリア
- 規則 19－アンプレヤブルの球
- ローカルルールひな型 E-5－紛失球やアウトオブバウンズの球についてストロークと距離に代わる選択肢やローカルルールひな型 F-23－臨時の動かせない障害物

球をドロップゾーンにドロップする場合、次の点が適用となります：

- 球をドロップする場合、プレーヤーはそのドロップゾーンの中に立つ必要はない。
- プレーヤーがドロップゾーンを使うことにした場合、救済エリアはそのドロップゾーンによって定められ、球はそのドロップゾーンの中にドロップされ、そのドロップゾーンの中に止まらなければならない（規則 14.3 参照）。
- ドロップゾーンを地面に引いた線で定める場合、その線はそのドロップゾーンの内側となる。

ドロップゾーンについてのさらなる情報はセクション 2I を参照してください。

ローカルルールひな型 E-1.1

このローカルルールひな型は、ペナルティーエリアからの救済を受けるための追加の選択肢として使われるドロップゾーンの例を扱っていますが、上記で言及されたその他の規則についても採用することができます。

「[場所を特定]にあるペナルティーエリアの中に球がある場合（見つかっていない球がそのペナルティーエリアに止まったことが分かっている、または事実上確実である場合を含む）、プレーヤーには次の選択肢があり、それぞれ 1 罰打で：

- 規則 17.1 に基づき救済を受ける。または、
- 追加の選択肢として、元の球か別の球を[ドロップゾーンを定める方法と設置した場所を説明]にあるドロップゾーンにドロップする。このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

ローカルルールひな型 E-1.2

このローカルルールひな型は、広い範囲の修理地などの異常なコース状態からの救済を受けるための追加の選択肢として使われるドロップゾーンの例を扱っていますが、上記で言及されたその他の規則についても採用することができます。

「[場所を特定]にある修理地の中に球がある場合（見つかっていない球がその修理地に止まったことが分かっている、または事実上確実である場合を含む）、プレーヤーは次のことができる：

- 規則 16.1 に基づいて罰なしの救済を受ける。または、
- 追加の選択肢として、元の球か別の球を[ドロップゾーンを定める方法と設置した場所を説明]にあるドロップゾーンにドロップすることによって罰なしの救済を受ける。このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

ローカルルールひな型 E-1.3

このローカルルールひな型は、ペナルティーエリアからの救済を受けるために選ぶことができる唯一の選択肢（ストロークと距離を除く）として使われるドロップゾーンの例を扱っていますが、上記で言及されたその他の規則についても採用することができます。

「[場所を特定]にあるペナルティーエリアの中に球がある場合（見つかっていない球がそのペナルティーエリアに止まったことが分かっている、または事実上確実である場合を含む）、プレーヤーは次のことができる：

- 1 罰打を加え、規則 17.1d(1)に基づいてストロークと距離の救済を受ける。または、
- 1 罰打を加え、元の球か別の球を[ドロップゾーンを定める方法と設置した場所を説明]にあるドロップゾーンにドロップする。このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。
- プレーヤーは規則 17.1d(2)や規則 17.1d(3)に基づいて救済を受けることはできない。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

E-2 球をふくこと

目的　コース全域にわたったウエットな地面の状態により、球に泥がつくことになる可能性がある場合、委員会はプレーヤーがジェネラルエリアで球を拾い上げ、ふき、リプレースすることを認めることを選ぶことができます。そうした救済は必要なコースの部分に限定されるべきです。

プリファードライのローカルルール（ローカルルールひな型 E-3）はジェネラルエリアでフェアウェイの芝の長さ以下の区域においてのみ使うことを意図していますが、このローカルルールはジェネラルエリア全域で、あるいは特定の区域に限定して使うことができます。委員会はフェアウェイでプリファードライを認めるローカルルールとジェネラルエリアのどこであっても球をふくことを認めるローカルルールの両方を使うことができます。

ストロークプレーのラウンドが始まった後にこのローカルルールを施行することは望ましくありません。そうしてしまうと、プレーする残りのホールが多いプレーヤーにより長い時間そのローカルルールを使う利益を与えてしまうからです。このローカルルールは、マッチが始まった後でも、相手同士は平等な利益を受けるので、プレーするホールとホールの間で施行することができるでしょう。

ハンディキャップ申請用に提出するスコアとするためにどのようなときにどうやってこのローカルルールを使うことができるのかについてのガイダンス（例えば、フェアウェイだけに限定しなければならないかどうか）は、自分の地域の管轄で運用しているハンディキャップシステムに収録されている規定や推奨事項を参考にしてください。

ローカルルールひな型 E-2

「[ジェネラルエリア、6 番ホール、フェアウェイの長さかそれ以下に刈られたジェネラルエリアなど、区域を特定]にプレーヤーの球がある場合、罰なしに、その球を拾い上げ、ふき、リプレースすることができる。プレーヤーは球を拾い上げる前にその箇所をマークしなければならず（規則 14.1 参照）、その球は元の箇所にリプレースしなければならない（規則 14.2 参照）。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

E-3 プリファードライ

目的　時折生じる地域的な異常な状態がフェアなプレーの障害となる場合、その影響を受けたコースの部分を修理地と定めることができます。しかし、大雪、春の雪解け、長雨、猛暑などの悪条件は時としてコースを損傷したり、芝刈りの重機の使用を妨げることがあります。

そうした状態がコースの広範囲に及ぶ場合、委員会はフェアプレーを可能とし、フェアウェイを保護することができるようにする「プリファードライ」（通称「ウインタールール」）のローカルルールを採用することを選ぶことができます。そうしたローカルルールは状態が回復したならば速やかに撤回すべきです。

このローカルルールをジェネラルエリアのフェアウェイ以外の場所で使うことは、このローカルルールがなかったならば球がアンプレヤブルとなるかもしれない区域（ブッシュや樹木の中など）からプレーヤーが罰なしに救済を受ける結果となり得るので、推奨されません。

ストロークプレーのラウンドが始まった後に、このローカルルールを施行することは認められません。そうしてしまうと、プレーする残りのホールが多いプレーヤーにより長い時間そのローカルルールを使う利益を与えてしまうからです。このローカルルールは、マッチが始まった後でも、相手同士は平等な利益を受けるので、プレーするホールとホールの間で施行することができるでしょう。

ハンディキャップ申請用に提出するスコアとするためにどのようなときにどうやってこのローカルルールを使うことができるのかについてのガイダンス（救済エリアのサイズやフェアウェイだけで使うことができるのかどうかを含め）は、自分の地域の管轄で運用しているハンディキャップシステムに収録されている規定や推奨事項を参考にしてください。

ローカルルールひな型 E-3

「プレーヤーの球がジェネラルエリアのフェアウェイの長さかそれ以下に刈られた部分[あるいは、「6 番ホールのフェアウェイ」など区域を特定]にある場合、そのプレーヤーは元の球か別の球を次の救済エリアにプレースし、その救済エリアからプレーすることで 1 度だけ罰なしの救済を受けることができる：

- 基点：元の球の箇所
- 基点から計測する救済エリアのサイズ：基点から[1 クラブレングス、1 スコアカードレングス、6 インチなど、救済エリアのサイズを特定]。しかし、次の制限かある：
- 救済エリアの場所に関する制限：
  - 基点よりホールに近づいてはならない。そして、
  - ジェネラルエリアでなければならない。

このローカルルールに基づいて処置するとき、プレーヤーは球をプレースする箇所を選ばなければならず、規則 14.2b(2) と規則 14.2e に基づいて球をリプレースする手続きを使わなければならない。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

E-4 エアレーションホールからの救済

目的　エアレーションホールは、管理スタッフが作った穴という意味の範疇には含まれません。したがって、プレーヤーはパッティンググリーン上でエアレーションホールを修理したり（規則 13.1c 参照）、ジェネラルエリアでエアレーションホールからの罰なしの救済を受けることができませんが、そうした穴は適正なゲームのプレーの障害になることがあります。委員会がエアレーションホールを修理地と宣言する場合には、プレーヤーが完全な救済を受けることは実際的ではない、あるいは不可能となるでしょう。

したがって、最近作られたエアレーションホールが球のライや意図するスイング区域に著しく障害となるかもしれない場合、委員会は、プレーヤーのスタンスの障害への救済を除外して、修理地に認められる救済を与えることを選ぶことができます。このローカルルールはエアレーションホールが著しい障害とはならない程度に回復した場合には撤回すべきです。

ローカルルールひな型 E-4

「プレーヤーの球がエアレーションホールの中にあるか、エアレーションホールに触れている場合：

(a) ジェネラルエリアにある球。プレーヤーは規則 16.1b に基づき救済を受けることができる。その球が別のエアレーションホールの中に止まった場合、プレーヤーはこのローカルルールに基づき再度救済を受けることができる。

(b) パッティンググリーン上にある球。プレーヤーは規則 16.1d に基づき救済を受けることができる。

しかし、エアレーションホールがプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合や、パッティンググリーン上でプレーヤーのプレーの線上にあるときには障害は存在しない。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

E-5 紛失球やアウトオブバウンズの球についてストロークと距離に代わる選択肢

目的　暫定球をプレーしなかった場合、アウトオブバウンズの球や見つからなかった球についてストロークと距離の救済を受ける必要があるプレーヤーにはプレーのペースについて著しい問題が生じる結果となることがあります。このローカルルールの目的は、直前のストロークを行った場所に戻らずにプレーヤーがプレーを続けることができるようにする追加の救済の選択肢を委員会が規定することを認めることです。

このローカルルールはゴルファーがカジュアルラウンドや仲間内のコンペでプレーする一般的なプレーに適しています。このローカルルールは高い技量を持つプレーヤーに限定された競技会（つまり、プロフェッショナルやエリートアマチュアの競技会）には妥当ではありません。
ハンディキャップ申請用に提出するスコアとするためにどのようなときにどうやってこのローカルルールを使うことができるのかについてのガイダンスは、自分の地域の管轄で運用しているハンディキャップシステムに収録されている規定や推奨事項を参考にしてください。

委員会がそうしたローカルルールを一般的なプレーでは使い、競技会では使わない場合、そのことはプレーが始まる前にすべてのプレーヤーに周知しておくべきです。

委員会はそうしたローカルルールをコース上のすべてのプレーに使ったり、あるいはそのローカルルールが特に役に立つと思われるいくつかの特定のホール（例えば、プレーヤーからはランディングエリアは見えず、暫定球をプレーすべきかどうか分からないかもしれない場合）に対して使うことができます。

この選択肢は、球が止まったと推定される地点やアウトオブバウンズとなった地点からプレーしているホールのフェアウェイの縁までの間で、ホールに近づかない広い区域の中にプレーヤーがドロップすることをできるようにします。

プレーヤーはこの救済の選択肢を使う場合には2打罰を受けます。そのことにより、この救済はプレーヤーがストロークと距離の救済を受けていた場合に起きていたことに相当します。

このローカルルールはアンプレヤブルの球やペナルティーエリアの中にあることが分かっている、または事実上確実である球には使うことはできません。

暫定球をプレーした場合で、元の球も暫定球も見つけることができない場合、その後にこのローカルルールを見つからない暫定球に適用することができます。

ローカルルールひな型E-5 図1:見つからない球

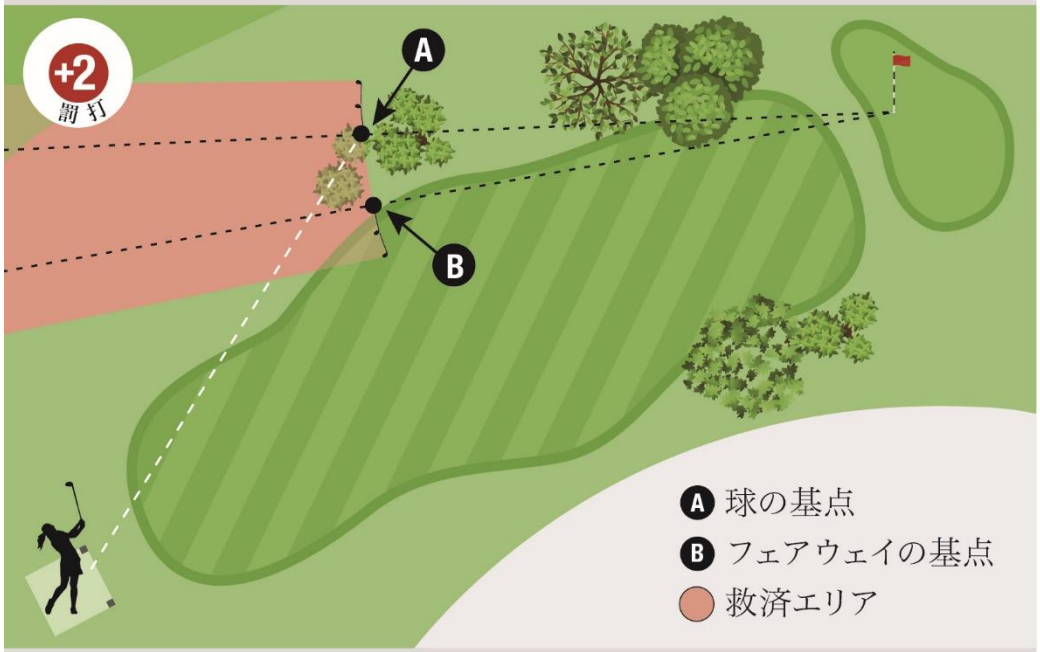

プレーヤーの球が見つかっていない場合、そのプレーヤーはストロークと距離の救済を受けることができます。あるいは、ローカルルールひな型E-5が採用されている場合、そのプレーヤーには2罰打で、下記の救済エリアに球をドロップし、その救済エリアからプレーする追加の選択肢があります：

基点	救済エリアのサイズ	救済エリアの制限
A.球の基点：元の球がコース上に止まったと推定される地点(A点)。 B.フェアウェイの基点：球の基点に最も近く、球の基点よりホールに近づかないプレーしているホールのフェアウェイの地点(B点)。	次の間のすべての場所： ・ホールから球の基点(A点)を通る直線(加えて、その直線から外側へ2クラブレングスの範囲)。そして、 ・ホールからフェアウェイの基点(B点)を通る直線(加えて、その直線からそのフェアウェイ側へ2クラブレングスの範囲)。	救済エリアは： ・球の基点よりホールに近づいてはならない。そして、 ・ジェネラルエリアでなければならない。

プレーヤーへの注意：
救済エリアはかなり広範囲となる可能性が高いので、球が最初に地面に落ちた箇所からかなりの距離を転がったとしても、その救済エリア内であれば再ドロップする必要はない。

ローカルルールひな型E-5 図2:アウトオブバウンズの球

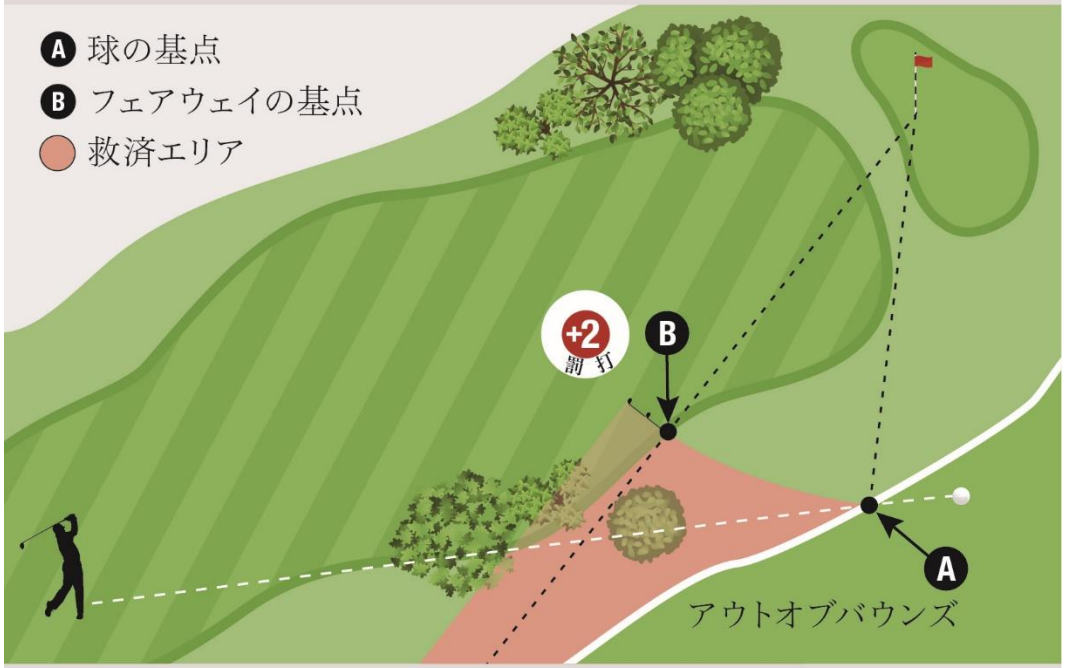

プレーヤーの球がアウトオブバウンズであることが「分かっている、または事実上確実」な場合、そのプレーヤーはストロークと距離の救済を受けることができます。あるいは、ローカルルールひな型E-5が採用されている場合、そのプレーヤーには2罰打で、下記の救済エリアに球をドロップし、その救済エリアからプレーする追加の選択肢があります：

基点	救済エリアのサイズ	救済エリアの制限
A.球の基点：元の球がアウトオブバウンズとなったときにコースの境界縁を最後に横切ったと推定される地点(A点)。 B.フェアウェイの基点：球の基点に最も近く、球の基点よりホールに近づかないプレーしているホールのフェアウェイの地点(B点)。	次の間のすべての場所： ・ホールから球の基点(A点)を通る直線(加えて、その直線から外側へ2クラブレングスのコース上の範囲)。そして、 ・ホールからフェアウェイの基点(B点)を通る直線(加えて、その直線からそのフェアウェイ側へ2クラブレングスの範囲)。	救済エリアは： ・球の基点よりホールに近づいてはならない。そして、 ・ジェネラルエリアでなければならない。

プレーヤーへの注意：
救済エリアはかなり広範囲となる可能性が高いので、球が最初に地面に落ちた箇所からかなりの距離を転がったとしても、その救済エリア内であれば再ドロップする必要はない。

ローカルルールひな型E-5 図3:グリーンの近くで見つからない球やアウトオブバウンズの球

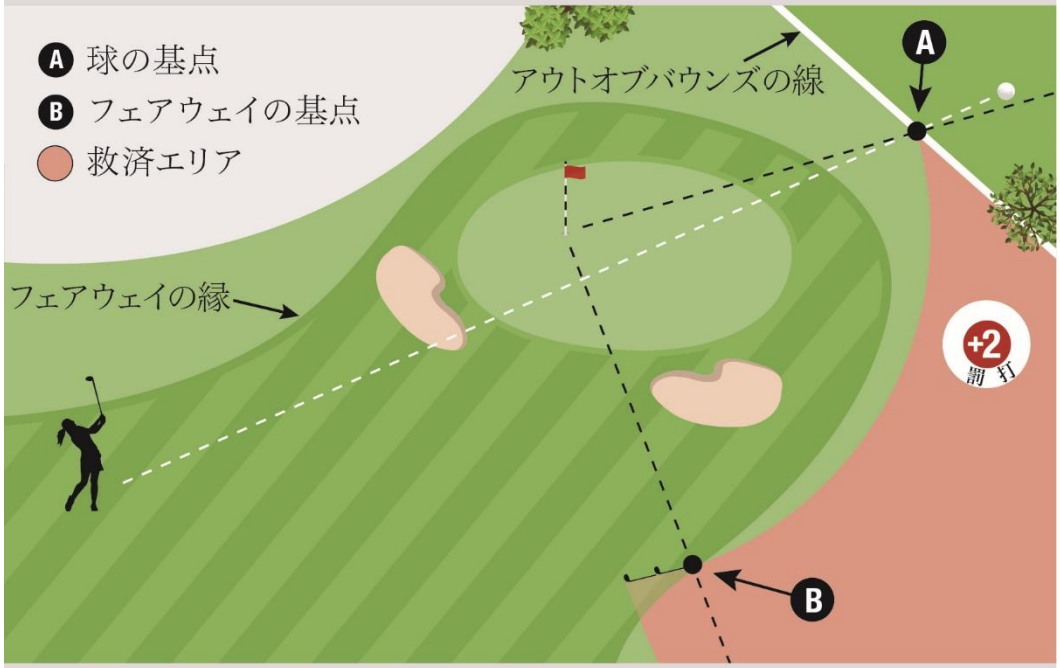

プレーヤーの球が見つからないか、アウトオブバウンズであることが「分かっている、または事実上確実」な場合、そのプレーヤーはストロークと距離の救済を受けることができます。あるいは、ローカルルールひな型E-5が採用されている場合、そのプレーヤーには2罰打で、下記の救済エリアに球をドロップし、その救済エリアからプレーする追加の選択肢があります：

基点	救済エリアのサイズ	救済エリアの制限
A.球の基点：元の球がコース上に止まったと推定される、あるいはアウトオブバウンズとなったときにコースの境界縁を最後に横切ったと推定される地点(A点)。 B.フェアウェイの基点：球の基点に最も近く、球の基点よりホールに近づかないプレーしているホールのフェアウェイの地点(B点)。	次の間のすべての場所： ・ホールから球の基点(A点)を通る直線(加えて、その直線から外側へ2クラブレングスの範囲)。そして、 ・ホールからフェアウェイの基点(B点)を通る直線(加えて、その直線からそのフェアウェイ側へ2クラブレングスの範囲)。	救済エリアは： ・球の基点よりホールに近づいてはならない。そして、 ・ジェネラルエリアでなければならない。

プレーヤーへの注意：
救済エリアはかなり広範囲となる可能性が高いので、球が最初に地面に落ちた箇所からかなりの距離を転がったとしても、その救済エリア内であれば再ドロップする必要はない。

ローカルルールひな型E-5

「プレーヤーの球が見つかっていない、あるいはアウトオブバウンズであることが分かっている、または事実上確実な場合、そのプレーヤーはストロークと距離に基づいて処置するのではなく、次のように処置することができる。

2罰打を受け、プレーヤーはこの救済エリアに元の球か別の球をドロップすることによって救済を受けることができる（規則14.3参照）：

推定した2つの基点：

a. **球の基点**：元の球が：

- コース上に止まったと推定される地点。または、
- アウトオブバウンズとなったときにコースの境界縁を最後に横切ったと推定される地点。

b. **フェアウェイの基点**：球の基点に最も近く、**しかし、**球の基点よりホールに近づかない、プレーしているホールのフェアウェイの地点

このローカルルールのために、「フェアウェイ」とはフェアウェイの長さかそれ以下に刈られたジェネラルエリアの芝の区域を意味する。

球がフェアウェイまで届かないコース上で紛失したり、あるいはフェアウェイまで届かないコースの境界を最後に横切ったと推定される場合、フェアウェイの基点はフェアウェイの長さかそれ以下に刈られたプレーしているホールの芝の通路やティーイングエリアであることがある。

基点に基づく救済エリアのサイズ：次の間のすべての場所：

- ホールから球の基点を通る直線（加えて、その直線から外側へ2クラブレングスの範囲）。そして、
- ホールからフェアウェイの基点を通る直線（加えて、その直線からそのフェアウェイ側へ2クラブレングスの範囲）。

しかし、次の制限がある：

救済エリアの場所の制限：

- ジェネラルエリアでなければならない。そして、
- 球の基点よりホールに近づいてはならない。

プレーヤーがこのローカルルールに基づいて球をインプレーにしたならば：

- 紛失したか、アウトオブバウンズであった元の球はもはやインプレーの球ではなく、プレーしてはならない。
- このことはたとえその球が3分の捜索時間（規則6.3b参照）が終了する前にコース上で見つかったとしても同じである。

しかし、元の球が次の場合には、プレーヤーは救済を受けるためにこの選択肢を使うことはできない：

- その球がペナルティーエリアの中に止まったことが分かっている、または事実上確実である。または、
- そのプレーヤーがストロークと距離に基づいて別の球を暫定的にプレーしていた（規則18.3参照）。

プレーヤーは見つかっていない、あるいはアウトオブバウンズであることが分かっている、または事実上確実である暫定球について救済を受けるためにこの選択肢を使うことができる。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

E-6 保護フェンスに対するプレーの線の救済

目的　フェンス（あるいは同様の保護用のスクリーン）は、あるホールにいるプレーヤーを別のホールからのプレーされたショットから守るために使われることがあります。

そうしたフェンスが別のホールのプレー区域に近接している場合、委員会はプレーヤーがその別のホールでプレーしているときにそのフェンスがプレーの線上となった場合に、罰なしに、追加の救済の選択肢を与えるためにドロップゾーンを使うことを選ぶことができます。

フェンスから遠くに球があるプレーヤーがドロップゾーンを使うことでホールに近づくことができないように、プレーヤーは球がそのドロップゾーンよりもホールに近い場合にだけ救済を受けることが認められるべきです。委員会がドロップゾーンの位置を決めるときには、こうした罰なしの救済が正当化されると考えられる状況にだけこの救済が利用できるようにするために、そのことを考慮に入れるべきでしょう。

ローカルルールひな型 E-6

「[ホール番号を特定]番ホールのプレー中に、[ホール番号を特定]番ホールにある保護フェンスがプレーヤーのプレーの線上となる場合：

- プレーヤーは（場所を特定）にあるドロップゾーンに球をドロップし、そのドロップゾーンからその球をプレーすることによって罰なしの救済を受けることができる。
- しかし、この救済はその球がそのドロップゾーンがある場所よりもホールに近く、インプレーの場合にだけ認められる（規則 14.3 参照）。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

E-7 電気が流れる境界フェンスからの救済

目的　電気が流れるフェンスを境界フェンスとして使う場合、その境界フェンスから一定の距離内（例えば、2 クラブレングス）にある球について罰なしの救済を与えるローカルルールが認められます。そうした状況では、プレーヤーの安全を確保するために、そのプレーヤーはそのフェンスから 2 クラブレングスを計測し、球をドロップするための、元の球があった場所からホールに近づかない、追加の 1 クラブレングスの範囲が認められます。

たとえ委員会にそのフェンスを損傷から守るためという理由があったとしても、電気が流れるフェンス以外の境界フェンスからの罰なしの救済を与えるローカルルールを使うことは認められません。

ローカルルールひな型 E-7

「プレーヤーの球がコース上にあり、「場所を特定」にあるホールの境界フェンスから「2 クラブレングスなど、特定の距離」以内にある場合、そのプレーヤーは、罰なしに、フェンスから「2 クラブレングスなど、特定の距離」で、ホールから等距離の地点を基点として使って規則 16.1 に基づいて救済を受けることができる。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

E-8 プレー禁止区域を定める

目的　委員会がプレーを禁止したいと思うコースの部分があるかもしれず、そうした場合にはプレーを禁止したい各区域は異常なコース状態の内側かペナルティーエリアの内側のどちらかとして扱わなければなりません。

委員会はどのような理由であってもプレー禁止区域を使うことができます。例えば：

- 野生生物、動物の住処、環境保護区を保護すること。
- 若木、花壇、ターフナーセリ、芝の張り替え区域、他の植栽区域への損傷を防止すること。
- 危険からプレーヤーを保護すること。
- 歴史的、または文化的な価値のある場所を保存すること。

プレー禁止区域とプレー禁止区域を明確に他と区別してマークする方法についてのさらなる情報はセクション 2G と 5B(5)を参照してください。

ローカルルールひな型 E-8.1

「[その区域がある場所を明記。例えば、8 番ホールのフェアウェイ右側]にあり、［その区域をマークする方法を明記。例えば、緑の杭]によって定められる区域はプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。規則 16.1f に基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。」

ローカルルールひな型 E-8.2

「[その区域がある場所を明記。例えば、8 番ホールのフェアウェイ右側]にある、[その区域をマークする方法を明記。例えば、緑の杭]によって定められる[レッド] [イエロー]ペナルティーエリアの中のこの区域はプレー禁止区域である。球がそのペナルティーエリアの内側でそのプレー禁止区域の中にある場合、その球をあるがままにプレーしてはならず、規則 17.1e に基づいてそのプレー禁止区域による障害からの救済を受けなければならない。」

E-9 アウトオブバウンズの区域をプレー禁止区域として定める

目的　プレーヤーはアウトオブバウンズから球をプレーすることはできませんが、例えば、コース上にある球をプレーするときに障害となる区域の中にある生長物をプレーヤーが損傷させないようにするためなど、委員会がプレー禁止区域と指定したいと思うアウトオブバウンズの区域があるかもしれません。そうした場合、プレーヤーの球はコース上にある一方で、そのプレーヤーの意図するスタンスがアウトオブバウンズのプレー禁止区域の中となったり、あるいはそのプレーヤーのスイングがプレー禁止区域の中の何かに触れる場合、そのプレーヤーは罰なしの救済を受けなければなりません。

ローカルルールひな型 E-9

「[プレー禁止として扱うアウトオブバウンズの区域を特定]はプレー禁止区域であり、プレーヤーの球がコース上にあり、そのプレー禁止区域の中の何かがプレーヤーの意図するスタンスやスイングの区域の障害となる場合、そのプレーヤーは規則 16.1f(2)に基づいて罰なしの救済を受けなければならない。そのプレーヤーはその球をあるがままにプレーしてはならない。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

E-10 若木の保護

目的　プレーヤーがストロークを行う場合に若木への損傷を防ぐために、委員会はそうした若木をプレー禁止区域と指定することを選ぶことができます。その場合：

- プレー禁止区域と指定された木から、規則 16.1 が定めている障害のいずれであってもプレーヤーに生じる場合、そのプレーヤーは規則 16.1f に基づいて救済を受けなければなりません。
- プレーヤーの球がペナルティーエリアの中にある場合、そのプレーヤーはそのペナルティーエリアの内側でこのローカルルールに基づいて罰なしの救済を受けるか、罰を受けて規則 17.1 に基づいて処置するかのどちらかをしなければなりません。

そうした木は杭、リボン、あるいは他の何かしらの明確な方法によって特定しなければなりません。

その木が生長し、この保護がもはや必要なくなった場合、委員会はこのローカルルールを撤回する、および/またはその木から識別用の杭やリボンを取り除くべきです。

ローカルルールひな型 E-10

「[マーキングを特定]によって識別される若木はプレー禁止区域である：

- プレーヤーの球がペナルティーエリア以外のコース上のどこかにあり、その球がそうした木の上にあったり、そうした木に触れていたり、あるいはそうした木がプレーヤーのスタンスや意図するスイング区域の障害となる場合、そのプレーヤーは規則 16, 1f に基づいて救済を受けなければならない。

- その球がペナルティーエリアの中にあり、プレーヤーのスタンスや意図するスイング区域にそうした木による障害が生じている場合、そのプレーヤーは規則 17. 1e に基づいて罰ありの救済を受けるか、規則 17. 1e(2)に基づいて罰なしの救済を受けるかのどちらかをしなければならない。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14. 7a に基づく一般の罰。」

E-11 送電線によって方向を変えられた球

目的　恒久的な高架の送電線がホールの合理的なプレーの障害となるかもしれない場合、委員会は球がその送電線（そして、塔、送電線を支えている支線や支柱）に当たった場合、そのストロークはカウントせずに、そのプレーヤーはそのストロークをやり直さなければならないことを求めることができます。このローカルルールは通常ホールのプレーには障害とならない送電線やアウトオブバウンズにある送電線に対して使うべきではありません。

送電線に当たった球のストロークを再プレーする選択肢をプレーヤーに与えるローカルルールは施行すべきではありません。

ローカルルールひな型 E-11

「[ホール番号を明記]番ホールをプレー中に、プレーヤーの球が送電線[あるいは、塔、送電線を支えている支線や支柱]に当たったことが分かっている、または事実上確実な場合、そのストロークはカウントしない。そのプレーヤーは罰なしに、直前のストロークを行なった場所から球をプレーしなければならない（何をすべきかについては規則 14. 6 を参照）。」

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則14. 7a に基づく一般の罰。」

F.　異常なコース状態や不可分な物

F-1 異常なコース状態や不可分な物を定める

目的　委員会がコース上の異常なコース状態や不可分な物を定めることができる方法は数多くあり、その目的で使用することができるローカルルールひな型の完全なリストを規定することは適切ではない、あるいは不可能です。

ローカルルールで異常なコース状態や不可分な物を定めるときに重要なことは明確に、具体的に規定することです。

委員会はセクション 2 に詳述されているローカルルールひな型と一致させる必要なしに、次の目的でローカルルールを採用する範囲があります。

- 障害物であるかもしれない物のステータスを明確にする。
- 人工物を不可分な物（障害物ではない）と宣言する。
- 道路の人工の表面と縁を不可分な物と宣言する。
- 人工の表面や縁を持たない道路や通路がプレーに不当に影響する可能性のある場合に障害物と宣言する。
- コース上やコースに隣接する臨時の障害物を動かせる障害物、動かせない障害物、あるいは臨時の動かせない障害物と定める。

様々な選択肢があることから、このセクションに特定のローカルルールひな型は収録されていませんが、下記にいくつかの例が挙げられます：

- 修理地は白線で囲まれた区域[あるいは、別の色や必要に応じた説明を挿入]によって定められる。
- 修理地にはフェアウェイの長さかそれ以下に刈った区域[あるいは、フェアウェイから決まった距離（2 クラブレングスなど）以内]に露出している岩を含む。
- バンカー内で水が流れたことによって砂が取り除かれ、砂を通り抜ける深い流水跡となった区域は修理地である。
- 固定されたマットとケーブルを覆うプラスチック製のケーブルランプ（カバー）は動かせない障害物である。
- パッティンググリーン周辺の保護フェンスは動かせない障害物である。
- スプリットレールフェンス（柱と横木でできた柵）に載せてあるレール（横木）は[動かせる、あるいは動かせない]障害物である。
- 人工の壁や杭を使った擁壁がペナルティーエリアの中にある場合は不可分な物である。
- 樹木に[密着させて]取り付けられているワイヤやその他の物は不可分な物である。
- 境界壁や境界フェンスを通り抜けるためのすべての門[あるいはこのローカルルールを適用するホールを明記]は不可分な物である。

異常なコース状態についてのさらなる情報はセクション 2F と 5B(4)を参照してください。

不可分な物についてのさらなる情報はセクション 2H と 5B(4)を参照してください。

F-2 地面にくい込んだ球の救済の制限

目的　規則 16.3 は通常ジェネラルエリアのどこであっても地面にくい込んだ球の救済を認めています（フェアウェイの長さかそれ以下に刈った区域ではない砂にくい込んだ場合を除く）。

しかし、委員会は次のことを選ぶことができます：

- 球がフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にくい込んだ場合にだけ救済を認める。
- バンカーの壁やへり（積み芝の面や土の法面など）にくい込んだ球について罰なしの救済を認めない。

ローカルルールひな型 F-2.1

「規則 16.3 は次のように修正される：

球がフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にくい込んだ場合にだけ、罰なしの救済を認める。

［この規則のために、バンカーの上側の積み芝の面はフェアウェイの長さかそれ以下に刈った部分とはしない。］

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

ローカルルールひな型 F-2.2

「規則 16.3 は次のように修正される：

球がバンカーの上側の［積み芝の面］［土の法面］にくい込んだ場合、罰なしの救済は認められない。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

F-3 修理地を近くにある障害物の一部として扱う

目的　修理地が動かせない障害物のすぐ隣の場所にあるかもしれません。例えば、委員会が修理地と宣言した花壇が人工の表面を持つカート道路に囲まれている場合や、乗用カートの通行がカート道路に隣接した場所を損傷させる場合などです。

そのことは複雑な救済の状況につながりかねません。一方の状態からの救済を受けた後に、プレーヤーに今度は他方の状態が障害となるかもしれません。そして、その他方の状態からの救済を受けた後に、プレーヤーにその最初の状態が再び障害となるかもしれません。

そのプレーヤーが一回の処置で救済を受けることはできるように、委員会は両方の状態をひとつの異常なコース状態として扱うことを選ぶことができます。そうした場合、修理地の区域は白線でその動かせない障害物とつなげるか、他の何かしらの明確な方法で定めるべきです。

このローカルルールひな型はこの種の状況を扱う方法の例を与えています：

ローカルルールひな型 F-3.1

修理地をマークするために白線が使われる場合：

「修理地の白線で囲まれた区域とその区域につなげられた「人工の表面を持つ道路や通路、あるいは他の特定された障害物」は、規則 16.1 に基づいて救済を受ける場合、ひとつの異常なコース状態として扱われる。」

ローカルルールひな型 F-3.2

修理地をマークするために白線が使われていない場合：

「損傷した地面の区域が「人工の表面を持つ道路や通路、あるいは他の特定された障害物」のすぐ隣にあるとき、規則 16.1 に基づいて救済を受ける場合、それらはひとつの異常なコース状態として扱われる。」

ローカルルールひな型 F-3.3

カート道路のような動かせない障害物によって囲まれた花壇などの景観用の植栽区域について：

「人工の表面を持つ道路や通路に囲まれている「景観用の植栽区域など、区域を説明」とその道路や通路は、規則 16.1 に基づいて救済を受ける場合、ひとつの異常なコース状態として扱われる。」

F-4 豪雨や通行による広範囲の損傷

目的　豪雨によりコースの多くの区域で異常な損傷（車両が残した深い轍や観客の残した深い足跡など）が生じ、そうした損傷を杭や線で定めることが実行可能ではない場合、委員会はそうした異常な損傷を修理地と宣言する権限を有しています。

ローカルルールひな型 F-4

「修理地には異常な損傷の区域（観客や他の通行とウエットコンディションが相まって地面の表面が著しく変わってしまった区域を含む）を含むことがあるが、権限を与えられたレフェリーや委員会のメンバーが修理地と宣言した場合に限る。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

F-5 パッティンググリーンに近接する動かせない障害物

目的　球がパッティンググリーン以外の場所にある場合、プレーヤーのプレーの線上にある動かせない障害物それ自体は、規則 16.1 に基づく障害ではありません。通常、罰なしの救済は認められません。

しかし、パッティンググリーンを外れたところからパットすることが一般的なストロークの選択肢となるくらいにパッティンググリーンのエプロンやフリンジが十分刈られている場合、そのパッティンググリーンに近接する動かせない障害物はそうしたストロークの障害となる可能性があります。

そうした場合、委員会はプレーヤーの球がジェネラルエリアかパッティンググリーン上にあり、そのパッティンググリーンに近接する障害物がそのプレーヤーのプレーの線上となる場合に、規則 16.1 に基づく追加の救済の選択肢を与えることを選ぶことができます。

委員会はそうした救済を、特定のホールや障害物にだけ、あるいは球とその障害物の両方がジェネラルエリアのフェアウェイの長さかそれ以下に刈った部分にある場合だけなど、特定の状況に限定することができます。

ローカルルールひな型 F-5

「動かせない障害物による障害からの救済は規則16.1に基づいて受けることができる。

そうした動かせない障害物がパッティンググリーンに近接していて、プレーの線上にある場合、プレーヤーには救済を受けるための次の追加の選択肢もある：

ジェネラルエリアの球。プレーヤーは動かせない障害物が次の場合、規則 16.1 に基づいて救済を受けることができる：

- プレーの線上にある。そして、
  - そのパッティンググリーンから 2 クラブレングス以内にある。そして、
  - 球から 2 クラブレングス以内にある。

例外－プレーの線が明らかに不合理な場合、救済はない。プレーヤーが明らかに不合理なプレーの線を選択する場合、このローカルルールに基づく救済はない。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

F-6 スタンスへの障害のみの場合に異常なコース状態からの救済を認めない

目的　委員会はスタンスへの障害がストロークに大きく影響しないときや、スタンスへの障害の救済は近くの似たような状態から繰り返し救済を受ける結果になりかねない場合に、動物の穴など一部の状態がプレーヤーのスタンスへの障害となっていても救済を認めたくないと思うことでしょう。

ローカルルールひな型 F-6

「規則 16.1 は次のように修正される：

［救済を制限する状態を挿入］がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

F-7 張芝の継ぎ目からの救済

目的　張芝で修復されたコースの部分は、プレーに耐え得るように活着するまで修理地としてマークすることがよくあります。

しかし、芝の区域それ自体ではもはや修理地としてマークする必要がなくなった場合でも、委員会は次の場合に救済を認めることを選ぶことができます：

- 球が張芝の継ぎ目（通称「芝の継ぎ目」）の中にある。
- 継ぎ目がプレーヤーの意図するスイング区域の障害となる。

そうした継ぎ目がプレーヤーのスタンスだけの障害となっている場合、救済を認める必要はありません。

ローカルルールひな型 F-7

「プレーヤーの球が張芝の継ぎ目の中にあるか、触れている場合、あるいは継ぎ目がプレーヤーの意図するスイング区域の障害となっている場合：」

(a) ジェネラルエリアの球。そのプレーヤーは規則 16.1b に基づいて救済を受けることができる。

(b) パッティンググリーン上の球。そのプレーヤーは規則 16.1d に基づいて救済を受けることができる。

しかし、その継ぎ目がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。

救済を受けるときは、張芝の区域の中のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目として扱われる。そのことは、球をドロップした後にどの継ぎ目であってもプレーヤーの障害となる場合、たとえその球が基点から 1 クラブレングス以内にある場合でも、そのプレーヤーは規則 14.3c(2)に基づいて要求されるように処置しなければならないことを意味している。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

F-8 地面のひび割れからの救済

目的　高温で乾いた状態では、コースのフェアウェイの地面がひび割れにより損傷することがあります。球がそうしたひび割れの中に止まった場合、その球のライに深刻な影響を与える可能性がありますが、プレーヤーのスタンスはその状態によって妨げられることはないでしょう。そうした場合、球のライと意図するスイング区

域の障害だけに救済を与えるローカルルールが推奨されます。

ローカルルールひな型 F-8

「ジェネラルエリアのフェアウェイの長さかそれ以下に刈ってある部分の地面のひび割れは修理地である。プレーヤーは規則 16.1b に基づいて救済を受けることができる。

［しかし、そのひび割れがプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。］

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

F-9 フェアウェイの木の根からの救済

目的　フェアウェイに木の根が露出しているのが見えるような異常な状態では、その根からの救済をプレーヤーに認めないことはアンフェアとなるでしょう。委員会はフェアウェイにあるそうした木の根を規則 16.1b に基づいて罰なしの救済を受けることができる修理地として扱うことを選ぶことができます。

露出した木の根がフェアウェイに隣接した短いラフの中にも見える状況下では、委員会はそのフェアウェイの縁から特定の距離内（例えば、4 クラブレングスやファーストカットラフの中）にあるそうした木の根を規則 16.1b に基づく救済が認められる修理地として扱うことを選ぶこともできます。

そうする場合、委員会は救済を球のライと意図するスイング区域への障害に制限することを選ぶことができます。

ローカルルールひな型 F-9.1

「プレーヤーの球がジェネラルエリアのフェアウェイの長さかそれ以下に刈った部分に止まり、フェアウェイの長さかそれ以下に刈った部分にある露出した木の根による障害が生じる場合、その木の根は修理地として扱われる。そのプレーヤーは規則 16.1b に基づいて罰なしの救済を受けることができる。

［しかし、その木の根がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。］

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

ローカルルールひな型 F-9.2

「プレーヤーの球がジェネラルエリアにあり、フェアウェイの長さかそれ以下に刈った部分［あるいは、フェアウェイの長さかそれ以下に刈った地面の縁から（クラブレングスの数を明記）クラブレングス以内のラフの中］［あるいは、ファーストカットラフの中］にある露出した木の根による障害が生じる場合、その木の根は修理地として扱われる。そのプレーヤーは規則 16.1b に基づいて罰なしの救済を受けることができる。

［しかし、その木の根がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。］

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

F-10 動物による損傷

目的　動物がコースを損傷する原因となり、そうした損傷が広範囲に及び、すべての損傷した区域を修理地とマークすることが現実的でない場合もあるでしょう。また、規則 16.1 によって扱うことができない動物の損傷の種類もあるでしょう。

次のローカルルールひな型は委員会がそうした問題を扱うことを選ぶことができる方法を示しています。

動物（昆虫を含む）がコース上に損傷を与える場合、委員会はそうした損傷を規則 16.1 に基づき救済が認められる修理地として扱うことを選ぶことができます。そのことは、すべての損傷区域をマークすることを試みるのではなく、区域や状態を定めることでなされます。

委員会は救済を球のライと意図するスイング区域への障害となる損傷だけに制限することを選ぶことができます。

ローカルルールひな型 F-10

「ジェネラルエリアでは、[動物の種類]によって生じた損傷の区域は規則 16.1b に基づき救済が認められる修理地として扱われる。

［しかし、その損傷がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。］

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

F-11 蟻塚

目的　蟻塚はルースインペディメントであり、規則 15.1 に基づいて取り除くことができます。蟻塚は規則 16.1 に基づき罰なしの救済が認められる動物の穴ではありません。

しかし、蟻塚を取り除くことが困難であったり、不可能である状況（大型、硬い、あるいは円錐形の場合）があるでしょう。そうした場合、委員会はそうした蟻塚を修理地として扱う選択肢をプレーヤーに与えるローカルルールを採用することができます。

火蟻は危険な動物の状態とみなされ、規則 16.2 に基づく罰なしの救済を受けることができるので、そうしたローカルルールは火蟻には必要ありません。

ローカルルールひな型 F-11

「コース上の大型の蟻塚や硬い蟻塚は、プレーヤーの選択で、規則 15.1 に基づいて取り除くことができるルースインペディメントか、規則 16.1 に基づき救済が認められる修理地である。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

F-12 動物の糞

目的　鳥や他の動物の糞は規則 15.1 に基づいて取り除くことができるルースインペディメントです。

しかし、糞のフェアプレーへの影響が懸念される場合、委員会は糞を規則 16.1 に基づき救済が認められる修理地として扱う選択肢をプレーヤーに与えることができます。

パッティンググリーン上に球がある場合、糞を修理地として扱うことでは必ずしも完全な救済にならない場合、委員会は罰なしにプレーの線からその糞を取り除くために、たとえプレーの線やストロークに影響する他の状態を改善することになるとしても、プレーヤーがグリーン用の小枝や鞭、あるいは類似のメンテナンス用具を使うことを認めることもできます。

ローカルルールひな型 F-12

「プレーヤーの選択で、［救済が与えられる糞を明記、例えば、ガチョウの糞や犬の糞］ は次のどちらかとして扱うことができる：

- 規則 15.1 に基づいて取り除くことができるルースインペディメント。または、
- 規則 16.1 に基づき救済が認められる修理地。

［糞がパッティンググリーン上で見つかる場合、プレーヤーはプレーの線から糞を取り除くためにパッティンググリーンの近くに置いてあるグリーン用の小枝や鞭を使うこともできる。そうした道具を使うことでプレーの線やストロークに影響する他の状態を改善しても、規則 8.1a に基づく罰はない。］

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

F-13 動物の蹄による損傷

目的　鹿やヘラジカなどの動物の蹄がコース上に損傷を与えることがあります。委員会はすべてのそうした区域をマークする必要なしに、修理地としてその損傷から救済を受けることをプレーヤーに認めたいと思うことでしょう。

動物による損傷はパッティンググリーン上では修理することができるので、委員会はそうした損傷を修理地と宣言したり、プレーヤーにそうした損傷を修理することを認めることができます。

ローカルルールひな型 F-13

「動物の蹄によって生じたことが明確に特定できる損傷は規則 16.1 に基づき罰なしの救済が認められる修理地である。

［しかし、パッティンググリーン上では、そうした損傷は規則 13.1 に基づいて修理することができるので規則 16.1 は適用しない。］

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

F-14 ルースインペディメントの堆積

目的　1 年のある時期では、木の葉、種子、あるいはドングリなどのルースインペディメントの堆積によってプレーヤーが自分の球を見つけることが困難となることがあります。委員会はジェネラルエリアやバンカーの中にあるそうしたルースインペディメントの堆積を規則 16.1 に基づき罰なしの救済が認められる修理地として扱うことを選ぶことができます。

ペナルティーエリアの中では異常なコース状態について救済を受けることができないので、このローカルルールをペナルティーエリアについて使うことはできません。

このローカルルールはそうしたルースインペディメントによって問題が生じているホールに限定するべきであり、状態が回復したならば速やかに撤回すべきです。

ローカルルールひな型 F-14

「[ホール番号を明記]番ホールのプレー中、ジェネラルエリアやバンカーの中にある一時的な[ルースインペディメントの種類を特定]の堆積は規則 16.1 に基づき罰なしの救済が認められる修理地として扱われる。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

F-15 パッティンググリーン上のキノコ

目的　パッティンググリーン上で生長しているキノコがフェアプレーの障害となるかもしれない場合、プレーヤーが規則 16.1d に基づいて罰なしの救済を受けることができるように委員会はキノコを修理地として扱うことができます。

ローカルルールひな型 F-15

「パッティンググリーンに付着しているキノコは規則 16.1d に基づいて罰なしの救済が認められる修理地である。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

F-16 一時的な水で満ちたバンカー

目的　バンカーが水浸しになった場合、規則 16.1c に基づく罰なしの救済ではフェアプレーを実行するために十分ではないかもしれません。委員会はそのバンカー

を、そのバンカーの外側で罰なしの救済を受けることができるジェネラルエリアの修理地として扱うことを選ぶことができます。

委員会はこのローカルルールをケースバイケースでのみ使うべきであり、すべての水浸しのバンカーは修理地であると一概に規定するローカルルールを作ることは認められません。

ローカルルールひな型 F-16

「[バンカーの場所を挿入；例えば、5 番グリーンの左側]にある水浸しのバンカーはジェネラルエリアの修理地である。その水浸しのバンカーはそのラウンド中はバンカーとして扱われない。

プレーヤーの球がこの修理地の中にあるか、触れている場合、あるいはこの修理地がプレーヤーのスタンスや意図するスイング区域の障害となる場合、そのプレーヤーは規則 16.1b に基づいて罰なしの救済を受けることができる。

コース上のその他すべてのバンカーは、一時的な水を含んでいるかどうかにかかわらず、規則に基づくバンカーのままである。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

F-17 すべての道路や通路を障害物として扱う

目的　人工の表面を持たない道路や通路がフェアプレーの障害となるかもしれない場合、委員会はそうした道路を規則 16.1 に基づき罰なしの救済が認められる動かせない障害物として指定することを選ぶことができます。

ローカルルールひな型 F-17

「コース上のすべての道路や通路[あるいは、個別の種類や場所を特定]は、たとえ人工の表面を持っていなくても、規則 16.1 に基づき罰なしの救済が認められる動かせない障害物として扱われる。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

F-18 動かせる障害物を動かせない障害物として扱う

目的　委員会はコース上の特定の動かせる物（すべての杭（境界杭以外の）、ゴミ箱、案内標識など）をプレーヤーが動かすことをやめさせるために、動かせないものとして扱うことを選ぶことができます。

プレーヤーが動かせないものとして扱われる障害物を動かすことによって規則 8.1 の違反となることもあるので、このローカルルールによって予期される結果を委員会は事前に十分に考慮すべきです。

ローカルルールひな型 F-18

「コース上のすべての杭[あるいは、動かせないものとみなされる動かせる障害物を特定]は、規則 16.1 に基づき罰なしの救済が認められる動かせない障害物として扱われる。規則 15.2 に基づいて救済を受けることはできない。

ローカルルールの違反の罰：一般の罰。」

F-19 パッティンググリーン周辺の縁取り用の溝

目的　芝がパッティンググリーン上に浸食することを防ぐために、縁取り用の溝がパッティンググリーンのエプロンやフリンジに切られることがあります。球をそうした溝からプレーすることは困難であるかもしれないので、委員会はそうした溝を規則 16.1 に基づき罰なしの救済が認められる修理地として扱うことを選ぶことができます。

球のライや意図するスイング区域への障害にだけ救済を認めるべきです。

ローカルルールひな型 F-19

「パッティンググリーンのエプロンやフリンジ周辺の縁取り用の溝は修理地である。プレーヤーの球が溝の中にあるか、触れている場合、あるいはその溝が意図するスイング区域の障害となる場合：

(a) ジェネラルエリアにある球。そのプレーヤーは規則 16.1b に基づき罰なしの救済を受けることができる。

(b) パッティンググリーン上の球。そのプレーヤーは規則 16.1d に基づき罰なしの救済を受けることができる。

しかし、その縁取り用の溝がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

F-20 コンクリート製の排水路

目的　洪水がよく起きるコースでは幅の狭いコンクリート製の排水路を見かけることがあります。そうした排水路は次の理由でプレーの問題を生じさせます：

- そうした排水路は規則ではペナルティーエリアと定義付けされる。
- しかし、そうした排水路はカート道路に沿って設置されていることが多く、ペナルティーエリアというよりはむしろ動かせない障害物に近い。

委員会はそうした排水路を、ペナルティーエリアではなく、ジェネラルエリアの動かせない障害物として扱うことを選ぶことができます。

どのようなときに水路をジェネラルエリアの一部として定めることができるのかについてはローカルルールひな型 B-4 を参照してください。

ローカルルールひな型 F-20

「人工の素材で作られ、カート道路に沿って設置されている排水路はジェネラルエリアの動かせない障害物として扱われ、そのカート道路の一部である。プレーヤーは規則 16.1b に基づいて罰なしの救済を受けることができる

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

F-21 ペイントした線や点

目的　委員会がパッティンググリーンやフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にペイントの線や点を施す場合（例えば、距離表示のマーキング）、その委員会はそうしたペイントの区域を規則 16.1 に基づいて罰なしの救済を受けることができる異常なコース状態として扱うことができます。

そうしたペイントの線や点がプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、救済を認める必要はありません。

その代わりに、委員会はそうしたペイントの線や点からの救済を受けることができないことを明確にしておくことを選ぶことができます。

ローカルルールひな型 F-21.1

「パッティンググリーン上やフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるペイントの線や点は規則 16.1 に基づく救済が認められる修理地として扱われる。

しかし、ペイントの線や点がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

ローカルルールひな型 F-21.2

「[区域を説明。例えば、フェアウェイの長さかそれ以下に刈っていない芝の区域]にあるペイントの線や点からの救済は認められない。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

F-22 臨時の動力線とケーブル

目的　臨時の動力線とケーブルは、競技会のために電力や通信手段を提供するためにコースに設置されることがよくあります。そうしたケーブルは地面を這わせたり、空中や地下に設置されることがあります。そうした動力線とケーブルは通常そこにあるものではなく、そのコースをプレーする挑戦の一部ではないので、委員会は臨時の動力線とケーブルがプレーの障害になる場合、追加の救済を規定することを選ぶことでしょう。

ローカルルールひな型 F-22

「電力や通信用の臨時の動力線とケーブル（ならびに、そうした動力線やケーブルを覆っているマットや支えているポール）は障害物である：

1. それらがたやすく動かせる場合、動かせる障害物であり、プレーヤーは規則 15.2 に基づいて罰なしにそれらを取り除くことができる。

2. それらがたやすく動かせない場合、動かせない障害物であり、プレーヤーは次の通り救済を受けることができる：

(a) 球がジェネラルエリアやバンカーにある場合。そのプレーヤーは規則 16.1 に基づいて救済を受けることができる。

(b) 球がペナルティーエリアにある場合。規則 16.1 は、球をドロップして、その球を次の救済エリアからプレーすることによって、ペナルティーエリア内でそうした動かせない障害物による障害からの罰なしの救済を受ける追加の選択肢をプレーヤーに認めるように修正される。

- 基点：そのペナルティーエリア内の完全な救済のニヤレストポイント。
- 基点から計測する救済エリアのサイズ：1クラブレングス。しかし、次の制限がある：
- 救済エリアの場所に関する制限：
  - 球が止まっていたペナルティーエリアでなければならない。
  - 基点よりホールに近づいてはならない。そして、
  - 動かせない障害物によるすべての障害から完全な救済を受けなければならない。

3. プレーヤーの球が臨時の高架の動力線やケーブルに当たった場合、そのストロークはカウントしない。そのプレーヤーは罰なしに、直前のストロークを行なった場所から球をプレーしなければならない（何をすべきかについては規則 14.6 を参照）。

4. ジェネラルエリアにある臨時の動力線とケーブルを埋めた溝でその上に芝を被せてある部分は、たとえマークされていなくても、修理地である。

しかし、2 つの例外がある：

例外 1－球が高架の接続部分に当たる：球が地面から立ち上がった高架のケーブルの接続部分に当たった場合、そのストロークはカウントし、その球をあるがままにプレーしなければならない。

例外 2－球が臨時の動かせない障害物を支えるワイヤに当たる：臨時の動かせない障害物（TIO）を支えているガイワイヤはその TIO の一部であり、委員会がそのガイワイヤがこのローカルルールに基づく臨時の高架の動力線やケーブルとして扱われると規定している場合を除き、このローカルルールでは扱っていません。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

F-23 臨時の動かせない障害物

目的　障害物がコース上やコースに隣接して臨時に設置される場合、委員会はそうした障害物が、動かせる障害物（規則 15 参照）、動かせない障害物（規則 16 参照）、あるいは臨時の動かせない障害物（TIO）なのかを明記すべきです。

TIO（グランドスタンドやテントなど）は通常では存在しておらず、そのコースをプレーする挑戦の一部とはみなされません。プレーヤーは TIO を動かせない障害物であるかのように取り扱い、規則 16.1 で認められる救済の選択肢を使うことを選べるとはいえ、そうした障害物は臨時に設置されているという特質から、このローカルルールは動かせない障害物では認められない追加の救済の選択肢を規定しています。

このローカルルールが規定している追加の選択肢は、その TIO がプレーヤーの球とホールを結んだ直線上にある場合、（「介在の救済」として知られている）ホールからの距離を保ったまま、横方向に動き、その TIO がもはやプレーヤーの球とホールの間にはなくなるようにする（「等距離の円弧」に沿って動くことでも知られている）ことによって、プレーヤーが救済を受けることができることを含みます。

プレーヤーが TIO からの救済を受ける場合、このローカルルールと規則 16 の手続きのどちらに基づくときであっても、そのプレーヤーは物理的な障害からの完全な救済が保証されています。しかし、このローカルルールに基づく追加の救済の選択肢を使って救済を受けるときにだけ、そのプレーヤーは介在している TIO からの完全な救済が保証されています。

ローカルルールひな型 F-23

「**TIO の定義**：臨時の動かせない障害物（TIO）とは、通常は特定の競技会のためにコース上やコースに隣接して臨時に設置され、固定されていたり、たやすく動かすことはできない構造物である。

TIO の例として、臨時のテント、スコアボード、グランドスタンド、テレビ塔、トイレなどがある。

TIO には、TIO に接続され、その TIO を支えているガイワイヤを含む。ただし、委員会がその TIO を支えているガイワイヤを動かせない障害物として扱うと決めた場合を除く。

TIO の最も外側の縁は、球がその TIO の下にあるかどうか、あるいはその TIO がプレーヤーの球とホールに間に介在しているかどうかを決めるときに使われる。

TIO の縁を定めたり、複数の TIO をつないでひとつの大きな TIO にするために杭や線を使うことができる。

TIO は動かせない障害物と異なり、このローカルルールは TIO による障害からの追加の救済を規定している。それはプレーヤーが次のどちらかを使って救済を受けることを選ぶことができることを意味する：

- TIO が動かせない障害物であるかのように、規則 16.1 の異常なコース状態からの救済を受ける措置（この救済は球がペナルティーエリアにある場合や TIO がアウトオブバウンズにある場合にも受けることができる）。または、

- このローカルルールに基づいて受けることができる追加の救済の選択肢。

a. 救済が認められる場合

TIO からの救済は通常、TIO の物理的な障害がある場合や介在の障害がある場合に認められる。

このローカルルールに基づく障害とは、プレーヤーに次の障害がある場合を意味する：

- 物理的な障害。

- 介在の障害。または、

- 物理的な障害と介在の障害の両方

(1) 臨時の動かせない障害物による物理的な障害の意味。次の場合、物理的な障害が存在する：

- The player’s ball touches or lies in or on a TIO, or
- プレーヤーの球が TIO に触れている、中や上にある。または、

- その TIO がプレーヤーの意図するスタンスの区域や意図するスイングの区域の障害となる。

(2) 臨時の動かせない障害物の介在の障害の意味。
- プレーヤーの球が TIO に触れている、中や上や下にある。または、

- TIO がプレーヤーからホールに向かって介在している（つまり、球とホールを結んだ直線上に TIO がある）。または、

- TIO がプレーヤーからホールに向かって直接介在することになる箇所から、ホールから等距離の円弧に沿って計ったときに、その球が 1 クラブレングス以内にある（この 1 クラブレングスの幅の区域は一般に「廊下」と呼ばれる）。

(3) 障害があるのに救済が認められない場合。

その球が TIO に触れていたり、中や上にあるときは、常に救済を受けることができる。

しかし、その球が TIO に触れておらず、中や上にもない場合、次のどれか一つでも適用となるときにはこのローカルルールに基づく救済はない。

- 物理的な障害か介在の障害のどちらかから：

  ➢ TIO 以外の何か他のものが理由で、その球をあるがままにプレーすることが明らかに不合理である場合（例えば、球がその TIO の外側のブッシュの中にあるためにそのプレーヤーがストロークを行うことができない場合）、救済はない。そして、

- ➢ そのプレーヤーがその状況下では明らかに不合理なクラブ、スタンスやスイングの種類、プレーの方向を選択することによってのみ障害が生じる場合、救済はない。そして、

- 介在の障害から：

  - ➢ プレーヤーがその球をプレーしてその TIO まで届かせることが明らかに不合理な場合、救済はない。そして、

  - ➢ (a) TIO（その「廊下」を含む）がそのストロークのプレーの線上にあり、かつ、(b)結果的にその球をホールへの直線上に運ぶことになる「合理的にプレーすることができる可能性があるストローク」があることをプレーヤーが示せない場合、救済はない。

b. ジェネラルエリアにある球への障害からの救済

プレーヤーの球がジェネラルエリアにあるときに TIO（アウトオブバウンズにある TIO を含む）による障害がある場合、そのプレーヤーは元の球か別の球を次の救済エリアにドロップし、その救済エリアからプレーすることによって罰なしの救済を受けることができる。

- 基点：物理的な障害と介在の障害の両方からの障害がなくなる完全な救済のニヤレストポイント。

- 基点から計測する救済エリアのサイズ：基点から 1 クラブレングス以内のすべての区域。しかし、次の制限がある：

- 救済エリアの場所に関する制限：

  - ➢ ジェネラルエリアでなければならない。

  - ➢ 基点よりホールに近づいてはならない。そして、

  - ➢ その TIO による物理的な障害と介在の障害の両方からの完全な救済とならなければならない。

プレーヤーに TIO からの物理的な障害がある場合、この救済措置を使う代わりに、そのプレーヤーはその TIO が動かせない障害物であるかのように扱って、規則 16.1b の異常なコース状態からの救済を受ける措置を使って救済を受けることを選ぶことができる。規則 16.1b に基づくこの救済措置は、球がペナルティーエリアにある場合や TIO がアウトオブバウンズにある場合にも受けることができる。救済を受ける方法については、このローカルルールの f 項を参照。

c. バンカーやペナルティーエリアにある球への障害からの救済。

プレーヤーの球がバンカーやペナルティーエリアにあるときに TIO（アウトオブバウンズにある TIO を含む）による障害がある場合、そのプレーヤーは罰なしの救済か罰ありの救済のどちらかを受けることができる：

(1) 罰なしの救済：バンカーやペナルティーエリアからプレーする。そのプレーヤーは b 項に規定されている罰なしの救済を受けることができる。ただし、障害がな

くなる完全な救済のニヤレストポイントとその救済エリアは、そのバンカーやペナルティーエリアの中でなければならない。

そのバンカーやペナルティーエリアの中に障害がなくなる完全な救済のニヤレストポイントがない場合であっても、そのプレーヤーはそのバンカー内やペナルティーエリア内で最大限の救済を受けることができるポイントを基点として使うことで上記に規定されているこの救済を受けることができる。

(2) 罰ありの救済：バンカーやペナルティーエリアの外からプレーする。1 罰打で、

- 基点：そのバンカーやペナルティーエリアの外で、ホールに近づかず、物理的な障害と介在の障害の両方がなくなる完全な救済のニヤレストポイント。
- 基点から計測する救済エリアのサイズ：基点から 1 クラブレングス以内のすべての区域。しかし、次の制限がある：
- 救済エリアの場所に関する制限：
  - ➢ そのバンカーやそのペナルティーエリア、パッティンググリーン以外であれば、どのコースエリアでもよい。
  - ➢ 基点よりホールに近づいてはならない。そして、
  - ➢ その TIO による物理的な障害と介在の障害の両方からの完全な救済とならなければならない。

TIO からの物理的な障害がある場合、この救済措置を使う代わりに、プレーヤーはその TIO が動かせない障害物であるかのように扱って、規則 16.1b の異常なコース状態からの救済を受ける措置を使って救済を受けることを選ぶことができる。規則 16.1b に基づくこの救済措置は、球がペナルティーエリアにある場合や TIO がアウトオブバウンズにある場合にも受けることができる。救済を受ける方法については、このローカルルールの f 項を参照。

d. TIO の中の球が見つからない場合の救済

プレーヤーの球は見つかっていないが、TIO の中に止まったことが分かっている、または事実上確実な場合：

- そのプレーヤーはその球がコース上でその TIO の縁を最後に横切ったと推定した地点を完全な救済のニヤレストポイントを決めるためのその球の箇所として使うことによって、このローカルルールに基づく救済を受けることができる。
- プレーヤーがこの方法で救済を受けるために別の球をインプレーにした時点で：
  - ➢ 元の球はもはやインプレーの球ではなく、プレーしてはならない。
  - ➢ このことはたとえその球が 3 分の捜索時間（規則 6.3b 参照）が終了する前にコース上で見つかったとしても同じである。

しかし、その球がその TIO の中に止まったことが「分かっている、または事実上確実」ではない場合、そのプレーヤーはストロークと距離の罰に基づいてプレーしなければならない（規則 18.2 参照）。

e. TIO の救済措置を修正する委員会の権限

このローカルルールを採用する場合、委員会は b 項と c 項の救済措置のどちらか、あるいは両方を次の通り修正することができる：

(1) ドロップゾーンの使用を任意または強制とする：委員会はこのローカルルールに基づく救済を受けるための救済エリアとしてのドロップゾーンを使用することをプレーヤーに認めたり、求めることができる。そうする場合、委員会は物理的な障害からの救済についてだけ、あるいは介在の障害からの救済についてだけドロップゾーンを追加することができ、また、両方の種類の障害からの救済についてドロップゾーンを追加することもできる。

(2)「両サイド」の救済の選択肢。委員会はこのローカルルールの b 項と c 項に基づいて認められる救済の選択肢に加えて、プレーヤーに TIO の反対側で救済を受ける選択肢を認めることができる。しかし、委員会はプレーヤーが規則 16.1 の救済措置を使って救済を受けている場合には両サイドの救済は認められないと規定することができる。

f. プレーヤーは他の救済規則に基づいて処置できる。

(1) 規則 16.1 の措置を使うこと、またはこのローカルルールを使うことで救済を受ける。a 項に定められる TIO からの物理的な障害がある場合、プレーヤーは次のいずれかの措置を取ることができる：

- 規則 16.1 の救済措置を使うことを選ぶ。または、
- このローカルルールを使う。
- しかし、これらの選択肢のひとつに基づいて救済を受けた後に、もう一方の選択肢に基づいて救済を受けることはできない。

そのプレーヤーが規則 16.1 の異常なコース状態からの救済を受けるための措置を使うことに決める場合、そのプレーヤーはその TIO を動かせない障害物であるかのように扱い、その球がある場所に基づいて次の救済を受けなければならない：

- ジェネラルエリアでは、規則 16.1b の措置を使う。
- バンカーでは、規則 16.1c の措置を使う。
- ペナルティーエリアでは、その球がバンカー内にあるときのように規則 16.1c の措置を使う。
- パッティンググリーンでは、規則 16.1d の措置を使う。

(2) 規則 17、規則 18、規則 19 に基づいて救済を受ける。このローカルルールはプレーヤーがこのローカルルールに基づいて TIO 救済を受けるのではなく、規則 17、規則 18、規則 19 に基づいて救済を受けることを妨げない。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。」

G. 特定の用具の使用制限

G-1 適合ドライバーヘッドリスト

目的　競技会で使用されているドライバーが適合していることへの疑念を払拭するため。

- 委員会はプレーヤーに用具規則に基づき審査されて適合していると承認されたヘッドを持つドライバーだけを使うように求めることを選ぶことができます。
- 適合ドライバーヘッドリストは RandA.org で閲覧できます。

このローカルルールは高い技量を有するプレーヤーに限定された競技会（すなわち、プロフェッショナルやエリートアマチュアの競技会）にだけ使用することを推奨します。

ローカルルールひな型 G-1

「プレーヤーがストロークを行うために使うドライバーは R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド（モデルとロフトで識別される）を持つものでなければならない。」

このリストは定期的に更新され、RandA.org で閲覧できる。

例外－1999 年より前のドライバーヘッド：1999 年より前に製造されたクラブヘッドを持つドライバーはこのローカルルールから免除される。

このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格

適合ドライバーヘッドリストに掲載されていないドライバーを持ち運んだが、そのドライバーでストロークを行っていないことについて、このローカルルールに基づく罰はない。」

G-2 溝とパンチマークの仕様

目的　2010 年 1 月 1 日に施行となり、用具規則はドライバーとパターを除くすべてのクラブについて新しい溝とパンチマークの仕様を規定するように改定されました。少なくとも 2024 年になるまで、2010 年より前に製造されたクラブはこうした仕様に適合することは求められません。

しかし、委員会は現行の用具規則に収録されているすべての仕様に適合するクラブだけを使用することをプレーヤーに求めるローカルルールを採用することを選ぶことができます。このローカルルールは、高い技量を有するプレーヤーに限定された競技会（すなわち、プロフェッショナルやエリートアマチュアの競技会）にだけ使用することを推奨します。

どのクラブを使用することができるのかを見つける支援として、RandA.org で用具データベースを閲覧することができます。

ローカルルールひな型 G-2

「ストロークを行うとき、プレーヤーは 2010 年 1 月 1 日に施行された用具規則の溝とパンチマークの仕様に適合するクラブを使わなければならない。

現行のゴルフ規則への適合性がテストされたフェアウェイウッド、ハイブリッド、アイアン、ウェッジの用具データベースは RandA.org で閲覧できる。

このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格

こうした溝とパンチマークの仕様に適合しないクラブを持ち運んだが、そのドライバーでストロークを行っていないことについて、このローカルルールに基づく罰はない。」

G-3 適合球リスト

目的　競技会で使用されている球が適合しているかどうか疑問を払拭するために、委員会はプレーヤーに用具規則に基づき審査されて適合していると承認された球だけを使うように求めることを選ぶことができます。

適合球リストは RandA.org で閲覧でき、毎月更新されます。

このローカルルールが実施されていなかったとしても、使用する球は適合球でなければなりません。

ローカルルールひな型 G-3

「ストロークを行うときに使用する球は R&A が発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。

このリストは定期的に更新され、RandA.org で閲覧できる。

このローカルルールに違反して最新のリストに掲載されていない球でストロークを行ったことに対する罰：失格」

G-4 ワンボールルール

目的　プレーヤーがそのホールの特徴やラウンド中にプレーするショットに応じて異なるプレー特性を持つ球を使うことを防ぐために、委員会は適合球リストに掲載されている一種類の球を使うことをプレーヤーに求めることを選択できます。

適合球リスト上で個別に掲載されているそれぞれの球は異なる球とみなされます。同一マーキングで色の異なる球は異なる球とみなされます。

このローカルルールは高い技量を有するプレーヤーに限定された競技会（すなわち、プロフェッショナルやエリートアマチュアの競技会）にだけ使用することを推奨します。

ローカルルールひな型 G-4

「ラウンド中を通して、プレーヤーがストロークを行うそれぞれの球は適合球リスト上で一種類の球として登録されている同じブランド・同じモデルの球でなければならない。

異なるブランドおよび/またはモデルの球がドロップ、リプレース、あるいはプレースされたが、まだプレーしていない場合、そのプレーヤーは規則 14.5 に基づいて、罰なしに、その球の使用を止めることによって誤りを訂正することができる。プレーヤーはそのラウンドをスタートしたときに使っていたものと同じブランド・同じモデルの球をドロップ、リプレース、あるいはプレースしなければならない。

プレーヤーがこのローカルルールに違反となる球をプレーしたことを発見した場合、そのプレーヤーは次のティーイングエリアからプレーする前にその球の使用を止めて、そのラウンドをスタートしたときに使っていたものと同じブランド・同じモデルの球でそのラウンドを終えなければならない；そうしなかった場合、そのプレーヤーは失格となる。

その発見がホールのプレー中に起きた場合、そのプレーヤーは違反してプレーした球でそのホールのプレーを終えるか、あるいは正しいブランドとモデルの球をこのローカルルールに違反してプレーしていた球を拾い上げていた箇所にプレースすることができる。

ローカルルールに違反した球でストロークを行った罰：

そのプレーヤーはこのローカルルールに違反していたその各ホールに対して一般の罰を受ける。」

G-5 距離計測機器の使用を禁止する

目的　規則 4.3 はプレーヤーに距離を計測する用具を使用すること（特定の要件を満たすことを条件とする）を認めていますが、委員会は電子的な距離計測機器の使用を禁止することを選ぶことができます。

ローカルルールひな型 G-5

「規則 4.3a(1)は次のように修正される：

ラウンド中、プレーヤーは電子的な距離計測機器を使用して距離情報を得てはならない。

ローカルルールの違反の罰－規則 4.3 参照 。」

G-6 動力付き移動機器の使用を禁止する

目的　委員会はプレーヤーがあらゆる動力付きの移動機器（ゴルフカートなど）をラウンド中に使用することを禁止することを選ぶことができます。そうした禁止

は、委員会が「歩く」ということがその競技会でのプレーの欠かせない一部とみなす場合や、動力付き移動機器の使用が危険であったり、コースを損傷させる可能性がある場合に妥当です。

このローカルルールを採用するとき、ホール間の距離が離れているあるホールから別のホールまで送迎したり、ストロークと距離の罰に基づいてこれからプレーし直す、あるいはプレーし直したプレーヤーを乗せてあげることを委員会のメンバーに認める場合など、委員会は動力付きの移動機器を限定された方法で認めることができます。

プレーヤーが委員会からの許可なしに乗車を受け入れた場合、その委員会はもし要請されていれば乗車を認めていた状況であったならば、その罰を免除することができます。例えば、球を紛失してティーイングエリアに戻る必要があったプレーヤーが、その場に対応できる委員会のメンバーがいなかったときに、ボランティアからの乗車の申し出を受けた場合、もし委員会のメンバーが要請されていればそのプレーヤーを乗車させていたのであれば、その委員会は罰を免除できるでしょう。

しかし、ローカルルールで動力付きの移動機器が認められていない場合、プレーヤーはコースすべてを歩くべきというのがこのローカルルールの原則であり、プレーヤーがまだその距離を歩いていない場合には許可を与えるべきではありません。例えば、プレーヤーがティーショット後に飲食物を買うためにどこかに立ち寄り、その後、球がある場所まで向かうまでの乗車をボランティアから打診され、それを受け入れた場合、このローカルルールに基づく罰は免除されるべきではありません。

ローカルルールひな型 G-6

「ラウンド中、プレーヤーやキャディーは動力付きの移動機器に乗車してはならない。**ただし**、委員会が認めた場合や、事後承認された場合を除く。

［ストロークと距離の罰に基づいてプレーする、あるいはプレーしたプレーヤーは動力付きの移動機器に乗車することが常に承認される。］

［プレーヤーとキャディーは［ホールを特定］と［ホールを特]の間で送迎車に乗車することができる。］

ローカルルールの違反の罰：

そのプレーヤーはこのローカルルールの違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。この違反がプレーするホールとホールの間で起きた場合、罰は次のホールに適用する。」

G-7 特定の種類のシューズの使用を禁止する

目的　コースを損傷から保護するために、委員会はメタル製や伝統的なデザインのスパイクのシューズの使用を禁止することができます。

委員会は望ましくない損傷を生じさせる可能性のある他の特徴を持つシューズの使用も禁止することもあるでしょう。

ローカルルールひな型 G-7

「規則 4.3a は次のように修正される：

ラウンド中、プレーヤーは下記の特徴を持つシューズを履いてはならない：

伝統的なスパイクーすなわち、地面を深く貫くようにデザインされた一つあるいは複数の鋲を有するスパイク（メタル製、セラミック製、プラスチック製、その他の材質かは問わない）。または、

- 全体あるいはその一部がメタルのデザインのスパイク（そうしたメタルがコースに接触する可能性がある場合）。

ローカルルールの違反の罰－規則 4.3 参照 。」

G-8 オーディオ・ビデオ機器の使用を禁止、または制限する。

目的　規則 4.3a(4)はプレーしている競技に関連しない出来事についてオーディオを聞くためやビデオを見るために用具を使うことを認めています。しかし、委員会はラウンド中に完全にオーディオ・ビデオ機器を使うことを禁止するローカルルールを採用することができます。

ローカルルールひな型 G-8

「規則 4.3(4)は次のように修正される：ラウンド中、プレーヤーはいかなる内容であっても個人のオーディオ・ビデオ機器を視聴してはならない。

ローカルルールの違反の罰－規則 4.3 参照。」

H.　どんな人がプレーヤーを支援したり、プレーヤーにアドバイスを与えることができるのかを定める

H-1 キャディーの使用を禁止したり、要求する；キャディーの制限

目的　委員会は規則 10.3 を次のように修正することを選ぶことができる。

- キャディーの使用を禁止する。
- キャディーの使用を要求する。または、
- プレーヤーのキャディーの選択を制限する（プロ、家族や親せき、その競技会の別のプレーヤーなどをキャディーにすることを認めないなど）。

ローカルルールのひな型 H-1.1

キャディーが禁止されるとき：

「規則10.3は次のように修正される：プレーヤーはラウンド中キャディーを使用してはならない。

ローカルルールの違反の罰：

- プレーヤーはキャディーに支援してもらったその各ホールに対して一般の罰を受ける。

  違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。」

ローカルルールのひな型 H-1.2

あるいは、プレーヤーがキャディーとして使用できる人ついて制限がある場合：

「規則 10.3a は次のように修正される：プレーヤーはラウンド中に[禁止されるキャディーの種類を特定。例えば、親や保護者]をキャディーとして使ってはならない。

ローカルルールの違反の罰：

- そのプレーヤーはそうしたキャディーに支援してもらったその各ホールに対して一般の罰を受ける。
- 違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。」

ローカルルールのひな型 H-1.3

プレーヤーがキャディーを使用するように要求されるとき：

「規則 10.3a は次のように修正される：プレーヤーはラウンド中にキャディーを使用しなければならない。

ローカルルールの違反の罰：プレーヤーはキャディーを使わなかったその各ホールに対して一般の罰を受ける。」

H-2 ティーム競技でアドバイス・ギバーを指名する

目的　規則 24.4a に基づき、ティーム競技で委員会は各ティームにコース上でプレーしているティームメンバーにアドバイスを与えることができる 1 名、あるいは 2 名を指名することを認めることができます：

- 「アドバイス・ギバー」はアドバイスを与える前に委員会に届け出ていなければなりません。
- 委員会はその人が与えることができるアドバイスの種類を制限することができます（球がパッティンググリーン上にあるときに、アドバイス・ギバーがプレーの線を指摘することを認めないなど）。
- 委員会はアドバイス・ギバーがコースの特定の部分（パッティンググリーンなど）に立ち入ることを禁止することができます。
- 委員会が各ティームに 2 名のアドバイス・ギバーを認めることは、その競技会の特質からそれが正当化される場合（例えば、競技会でキャディーの使用が禁

止されていたり、各ティームに多くの選手がいる場合）を除き、一般的ではありません。

- 委員会はアドバイス・ギバーによる違反行為に対する適切な罰を決めるべきです。それは禁止されている方法で支援を受けた特定のプレーヤーへの罰であるかもしれませんし、あるいはそのティーム全体への罰（例えば、ストロークプレー競技で、そのティームのスコアに２打を加えること）であるかもしれません。

ローカルルールひな型 H-2

「各ティームはそのティームのプレーヤーがラウンド中にアドバイスを求めたり、受けることができるアドバイス・ギバーを[1 または 2]名指名することができる。ティームはそのティームのプレーヤーがラウンドを始める前に、各アドバイス・ギバーを委員会に届け出なければならない。

［ティームはアドバイス・ギバーをラウンド中に変更することができるが、ティームがアドバイス・ギバーを変更する場合は委員会に伝えなければならない。］

[アドバイス・ギバーは、ティームのプレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、プレーの線を指示してはならない[あるいは、パッティンググリーン上に立ち入ってはならない]。]」

H-3 ティームキャプテンになることができる人の制限

目的　規則 24.3 に基づき、ティーム競技では委員会はティームキャプテンになることができる人と規則 24.4a に基づくティームキャプテンの行動に制限を加えることができます。アドバイス・ギバーが認められる場合（ローカルルールのひな型 H-2 参照）、ティームキャプテンはアドバイス・ギバーを兼任することもできます。

ローカルルールひな型 H-3

「ティームキャプテンは[資格制限を挿入。同じ倶楽部のメンバーなど]でなければならない。」

H-4 アドバイス・ギバーをプレーヤーサイドの一部として扱う

目的　委員会はゴルフ規則がその人の行動に適用されるようにアドバイス・ギバーはそのサイドのメンバーと同じステータスを持つと規定することができます。

ローカルルールひな型 H-4

「アドバイス・ギバーは自分のティームの各メンバーとの関連において、そのサイドのメンバーと同じステータスを持つ。」

H-5 アドバイス：同じ組のティームメンバー

目的　規則 24.4c に基づき、プレーヤーのラウンドのスコアはティームスコアの一部としてのみカウントされるストロークプレーでは、委員会は同じ組でプレーしているティームメンバーがパートナー同士ではない場合でも互いにアドバイスを与えることを認めるローカルルールを採用することができます。

ローカルルールひな型 H-5

「規則 10.2 は次のように修正される：

同じティームの 2 人のプレーヤーが同じ組で共にプレーしている場合、そうしたプレーヤーはラウンド中お互いにアドバイスを与えたり、受けることができる。」

I.　プレーヤーがいつどこで練習することができるのかを定める

I-1 ラウンド前の練習

目的　規則 5.2 は競技会のラウンド前やラウンドとラウンドの間にコース上で練習することを扱っています：

- マッチプレー（規則 5.2a）。マッチプレーのプレーヤーは、同じ時間にプレーすることから、通常コース上で練習する機会が平等にあるので、ラウンド前やラウンドとラウンドの間にコース上で練習することができます。

- ストロークプレー（規則 5.2b）。プレーヤーは、通常異なる組で異なる時間にプレーすることから、コース上で練習する機会が平等にはないでしょうから、ラウンド前やラウンドとラウンドの間にコース上で練習してはなりません。しかし、プレーヤーは競技日にその日の競技のプレーが終了した後で練習することができます。

コース上での練習をみとめるかどうかについては、プレーヤーへの公平性、コースセットアップやコース管理作業への妨げとなる可能性、ラウンド前やラウンドとラウンドの間の時間、競技とは関係なくそのコース上でプレーすることが奨励される場合など多くの異なる検討事項があります。

このような理由やその他の理由から、そうした練習を完全に認める、あるいは禁止する、あるいはそうした練習をいつ、どこで、どのように行ってよいのかについて制限することによって、委員会は本来の規定を修正するローカルルールを採用することを選ぶことができます。

ローカルルールのひな型 I-1.1

「規則 5.2a は次のように修正されます：

プレーヤーはラウンドの前やラウンドとラウンドの間にコース上で練習してはならない。

[あるいは、プレーヤーが限定された方法で練習することが認められるとき：そうした制限といつ、どこで、どのようにコース上で練習することができるかを説明]

このローカルルールの違反の罰：

- 最初の違反の罰：一般の罰（プレーヤーの最初のホールに適用される）。

- 2 回目の違反の罰：失格。」

ローカルルールひな型 I-1.2

「規則 5.2b は次のように修正される：

プレーヤーはラウンド前やラウンドとラウンドの間に競技コースで練習することができる。

［あるいは、プレーヤーが限定された方法で練習することが認められるとき：そうした制限といつ、どこで、どのようにコース上で練習することができるかを説明］

［あるいは、プレーヤーがラウンド前やラウンドとラウンドの間の両方でコース上で練習することが禁止されるとき：「プレーヤーはラウンド前やラウンドとラウンドの間に競技コースで練習してはならない。」］

I-2 直前のパッティンググリーン上やその近くでの練習を禁止する

目的　規則 5.5b はプレーヤーに、2 つのホールのプレーの間に終了したばかりのパッティンググリーンやその近くでパッティングやチッピングの練習をすることを認めています。しかし、そうした練習がプレーのペースに影響を与える可能性があるときや他の理由のために、委員会はそうした練習を禁止することを選ぶことができます。

ローカルルールひな型 I-2

「規則 5.5b は次のように修正される：

2 つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない：

- 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
- 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

ローカルルールの違反の罰：一般の罰。」

J.　悪天候時やプレーを中断する措置

J-1 プレーの中断と再開の方法

目的　規則 5.7b は委員会がプレーの即時中断を宣言した場合、プレーヤーに直ちにプレーを止めることを要求しています。委員会はプレーヤーに即時中断を明確に知らせる方法を使うべきです。

次のシグナルが通常使われており、可能であればすべての委員会がこうしたシグナルを使うことを推奨します。

即時中断：　　1 回の長いサイレン

通常の中断：　3 回の短いサイレン

プレー再開：　2 回の短いサイレン

ローカルルールひな型 J-1

「危険な状況のためのプレーの中断は[使用する信号を挿入]によって伝えられる。その他すべての中断は[使用する信号を挿入]によって伝えられる。どちらの場合も、プレーの再開は[使用する信号を挿入]によって伝えられる。規則 5.7b 参照。」

J-2 一時的な水の除去

目的　委員会はパッティンググリーン上の一時的な水を除去するために、委員会のメンバー、委員会が指名した人（例えば、メンテナンススタッフの一員）、あるいはプレーヤーにとってどんな行動が適切であるかを明確にする方針を採用することができます。

ローカルルールひな型 J-2

「プレーヤーの球がパッティンググリーン上にあり、パッティンググリーン上の一時的な水が障害となっている場合、そのプレーヤーは次のことができる：

- 規則 16.1d に基づいて罰なしの救済を受ける。または、
- プレーヤーのプレーの線にスクイージーをかけてもらう。

そうしたスクイージーはプレーの線に直行させて、ホールを超えた合理的な距離（すなわち、少なくとも 1 ローラーレングス）まで行うべきであり、[誰がスクイージーを実行できるのかを特定。例えば、メンテナンススタッフ]によってのみ実行されるべきである。」

K.　プレーのペースの方針

次のローカルルールひな型は委員会がプレーのペースの問題を扱うために選ぶことができる方法のいくつかの例を規定しています。委員会は利用可能な人員に適した他のローカルルールを採用することができますので、完全なリストはありません。

他の方針のサンプルは RandA.org で閲覧できます。

K-1 ラウンドやラウンドの一部についての最大時間

目的　コース上にレフェリーがわずかしかいない、あるいは誰もいない競技会では、プレーヤーがラウンドや特定のホール数を終えるために妥当と思われる時間制限を規定するシンプルなローカルルールを委員会が策定するのが望ましいでしょう。そうした制限時間は組の人数やプレー形式によって異なります。組が所定の時間制限を超えてコース上でアウトオブポジションとなった場合、その組の各プレーヤーは罰の対象となります。

ローカルルールひな型 K-1

「組がラウンド[あるいはホール数を明記]を前の組からスタート間隔より遅れ、スタート時間[あるいは、要求事項を明記]から[時間を明記。例えば、3 時間 45 分]を超えて終えた場合、その組のすべてのプレーヤーは 1 打の罰[あるいは要求事項を明記]を受ける。」

K-2 ホール毎とショット毎のプレーのペースの方針

目的　*コース上に*適切な 数のオフィシャルがいる競技会では、委員会は各ホールに認められる決められた許容時間を定めるプレーのペースの方針を実施することができ、プレーヤーがその許容時間を超えた場合、各ストロークをプレーする最大時間が規定されます。

次のローカルルールひな型は、組がアウトオブポジションとなった場合、プレーヤーが個々に計測されるストロークプレー競技のための方針の例です。

プレーのペースの方針で使うことができる修正した罰の段階もローカルルールひな型 K-5 に詳述されています。

アウトオブポジションとなるための選択肢
組はプレーしたホール数に対して配分された時間を超え、前の組に対して遅れた場合にアウトオブポジションとなります。組がいつアウトオブポジションになるのかを定める場合、その方針ではその組が前の組を参照することによりアウトオブポジションとみなされることを明記すべきです。いくつかの例は：

- その組はスタート時の間隔よりも前の組から遅れている。
- その組がパー4 やパー5 のホールのティーイングエリアに到達したときにそのホールが完全に 1 ホール空いている。

ストロークを行うための時間
組が計測される場合、各プレーヤーは自分のストロークを規定時間内に行わなければなりません。委員会はすべてのストロークを同じ時間内で行うように要求できますし、特定の場所（ティーイングエリアやパッティンググリーン）から最初にプレーするプレーヤーに追加の時間を認めるように以下に示す選択的な文言を採用することができます。

ローカルルールひな型 K-2

「最大許容時間

最大許容時間とは、組がラウンドを終了するために必要と委員会が考える最大時間である。最大許容時間はホール毎と合計時間の形式で示され、ゴルフをプレーすることに関連するすべての時間を含む（例えば、ルーリングやホールとホールの間を歩く時間）。

［コース名を挿入]で 18 ホールを終了するために割り当てられる最大時間は[最大時間を挿入。例えば、4 時間 05 分]である。次の措置は組が「アウトオブポジション」となった場合にだけ適用する。

アウトオブポジションの定義

スタートする最初の組は、そのラウンドのどの時点でもその組の累積時間がプレーしたホール数に認められる時間を超えた場合、「アウトオブポジション」とみなされる。2 組目以降の組は、[組がいつ前の組との位置関係においてアウトオブポジションとなるのかを特定（上記の例を参照）]となり、かつ、プレーしたホール数に認められる時間を超えた場合、「アウトオブポジション」とみなされる。

組がアウトオブポジションとなった場合の措置

1. レフェリーはプレーのペースを監視し、「アウトオブポジション」となった組を計測すべきかどうか決める。最近起きた適用を緩和する出来事（例えば、長時間のルーリング、紛失球、アンプレヤブルの球など）があるかどうかの判断が行われる。

   そのプレーヤーたちを計測するという決定が行われた場合、その組の各プレーヤーは個々に計測される対象となり、レフェリーは各プレーヤーにその組が「アウトオブポジション」であり、計測されることを告げる。

   例外的な状況では、組の全員ではなく。その組の中の個人のプレーヤー、3 人組の中の 2 名のプレーヤーが計測されることがある。

2. ストローク毎に割り当てられる最大時間は[40 秒など、制限時間を明記。]である。

   ［最初に a）パー3 のホールのティーショット；b）グリーンへのアプローチショット；c）チッピングやパッティングをプレーするプレーヤーには追加の 10 秒が認められる。］

   計測はプレーヤーが球に到達するのに十分な時間を要し、そのプレーヤーのプレーする順番となり、何の障害も邪魔もなくプレーできるようになったときに始まる。距離を確認したり、クラブを選択するために要する時間は次のストロークのために要した時間としてカウントする。

   パッティンググリーン上では、計測はプレーヤーが自分の球の位置をマークし、拾い上げ、ふき、リプレースし、プレーの線の障害となる損傷を修理し、プレーの線上のルースインペディメントを取り除くための合理的な時間が認められた後に始まる。ホールの反対側、および/または後ろからラインを読むために費やされた時間は次のストロークのために費やされた時間の一部としてカウントされる。

   計測はそのプレーヤーのプレーする順番となり、何の障害も邪魔もなくプレーできるとレフェリーが決めた瞬間から開始される。

   計測は組が遅れを取り戻したときに終了となり、プレーヤーにそのことが告げられる。

ローカルルールの違反の罰：

- 最初の違反の罰：1 打の罰
- 2 回目の違反の罰：**一般の罰**（最初の違反の罰に加えて適用される。）

- 3 回目の違反の罰：**失格**。」

プレーヤーがバッドタイムを告げられるまでは、さらなるバッドタイムとなることはない。

同じラウンドで再度アウトオブポジションとなった場合の措置

組がラウンド中に 2 度以上「アウトオブバウンズ」となる場合、上記の措置がそれぞれの場合に適用される。同じラウンドでのバッドタイムと罰の適用はそのラウンドが終了するまで持ち越される。最初のバッドタイムを告げられる前に、2 回目のバッドタイムとなった場合でも、罰を受けることはない。」

K-3 ステーブルフォードのためのホール毎とショット毎のプレーのペースの方針

目的　ステーブルフォード競技について、委員会は罰がプレーヤーのスコアに影響するようにローカルルールひな型 K-2 の違反の罰を修正することができます。委員会は最初の違反に対して口頭での注意を与えることを選択できるでしょう。

ローカルルールひな型 K-3

「ローカルルールひな型 K-2 の罰則規定は次のように修正される：

ローカルルール違反の罰：

- 最初の違反の罰：そのラウンドで獲得した合計ポイントから 1 ポイントを差し引く。
- 2 回目の違反の罰：そのラウンドで獲得した合計ポイントからさらに 2 ポイントを差し引く。
- 3 回目の違反の罰：**失格**。」

K-4 パー/ボギー競技のためのホール毎とショット毎のプレーのペースの方針

目的　パー/ボギー競技について、委員会は罰がプレーヤーのスコアに影響するようにローカルルールひな型 K-2 の違反の罰を修正することができます。委員会は任意で最初の違反に対して口頭での注意を与えることができるでしょう。

ローカルルールひな型 K-4

「ローカルルールひな型 K-2 の罰則規定は次のように修正される：

ローカルルール違反の罰：

- 最初の違反の罰：そのラウンドで獲得した合計ホール数から **1 ホール**を差し引く。
- 2 回目の違反の罰：そのラウンドで獲得した合計ホール数からさらに **2 つ目のホール**を差し引く。

- 3 回目の違反の罰：**失格**。」

K-5 プレーのペースの罰の段階の修正

目的　委員会はプレーのペースの方針の違反の罰を、この方針の最初の違反の罰をレフェリーによる口頭での注意となるように修正することができます。下記の例はストロークプレーのための罰則規定の修正方法で、マッチプレー、ステーブルフォード、そしてパー/ボギー競技のための罰則規定は同様に調整できるでしょう。

ローカルルールひな型 K-5

「**ローカルルールの違反の罰：**

- 最初の違反の罰：レフェリーからの口頭での注意
- 2 回目の違反の罰：1 打の罰
- 3 回目の違反の罰：**一般の罰**（2 回目の違反の罰に加えて適用される。）
- 4 回目の違反の罰：**失格**。」

L. *認められないローカルルール*

委員会はゴルフ規則に基づいて、コースや競技会の特定のニーズに適うようにローカルルールを採用する重要な権限を有していますが、委員会が施行するために選ぶローカルルールはセクション 8. ローカルルールひな型に示されている方針と一致していなければなりません。

規則 1.3c(3)では、委員会はゴルフ規則とは異なる方法で罰を適用する権限はないと規定しています。したがって、委員会が罰を免除したり、罰を変える認められないローカルルールを規定することは不適切です。例えば、委員会は不適合クラブを使用する失格の罰を一般の罰に変えたり、動かされた球をリプレースしなかった一般の罰を 1 打に変えることはできません。委員会は規則では存在しない罰を課してはなりません。例えば、ストロークプレーでスコアカードの合計スコアを記入しなかったプレーヤーを罰することなどです。

加えて、委員会は認められるローカルルールの範疇を超えて、ゴルフ規則の基本的な原則を妥協させる方法でローカルルールを規定してはなりません。例として、ジェネラルエリアの全域でプリファードライを使うことをプレーヤーに認めたり、フェアウェイのディボット跡からの罰なしの救済を与えることは、球をあるがままにプレーするという規則 1.1 に基づく基本的な原則を妥協させます。

一般的な原則として、プレーヤーがハンディキャップ用のスコア申請を目的としてラウンドをプレーしている場合、そのプレーヤーはゴルフ規則に基づいてプレーすることが義務付けられます。プレーヤーがゴルフ規則から大きく逸脱する方法でプレーすることを委員会が認める場合、そのプレーヤーはそのスコアをハンディキャップ用に提出することは認められないでしょう。許容可能な例外については、自分の地域の管轄で運用しているハンディキャップシステムに収録されている規定や推奨事項を参考にしてください。

公正なプレーを妨げる地域的な異常な状態のために、こうした原則によって扱われていないローカルルールが必要となるかもしれないと委員会が考える場合、次のことをすべきでしょう：

- R&A ウェブサイト(RandA.org)を閲覧し、そうした状況を扱う追加のローカルルールひな型が利用できるかどうかを確認する。または、
- R&A に直接相談する。